第六次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針 及び武蔵野市行財政改革アクションプラン (令和3~6年度) 中間のまとめ

第六次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針 中間のまとめ

第六次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針 中間のまとめ

目次

1. 策定の背景	4
(1)本市における行財政改革のこれまでの取組み	4
(2)本市を取り巻く社会環境の変化	4
2. 基本方針の位置付け	5
3. 基本方針の期間	5
4. 本市の行財政改革の現状と課題	6
(1) 各視点における現状と課題	6
① 地域の視点における現状と課題	6
② 組織の視点における現状と課題	7
③ 人材の視点における現状と課題	7
④ 財務の視点における現状と課題	7
⑤ 政策の視点における現状と課題	7
(2) まとめ	7
5. 行財政改革を推進するための基本方針	9
(1) 行財政改革の理念	9
(2)基本方針の体系	9
① 自治の基本原則に基づく地域と行政との新たな関係性構築【地域】 10	0
② レジリエンスの向上とチャレンジしやすい組織風土の醸成【組織】1	1
③ 新たな価値を創出する人材の確保・育成と活躍できる環境づくり【人材】 1:	2
④ 未来に必要な投資を行うための堅実な財政運営【財務】1	2
⑤ 必要な施策を高品質で効率的に実行するための体制構築【政策】1	3

1. 策定の背景

(1) 本市における行財政改革のこれまでの取組み

本市における行財政改革は、昭和58年に行財政点検委員会を設置、またバブル経済崩壊後の平成7年には中期行財政運営懇談会を設置し、それぞれの答申に基づいて行財政改革を推進した。平成8年には、中期行財政運営懇談会答申を受け「行財政改革を推進するための基本方針」を策定した。平成15年には武蔵野市行財政改革検討委員会を設置し、今後の行財政のあり方について市民的・専門的立場から討議がなされ、平成17年に「第二次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針」が策定された。平成18年には武蔵野市事務事業・補助金見直し委員会が設置され、平成19年11月にまとめられた報告書の中で、事務事業や補助金支出における課題と改革に向けた提言が示された。この提言を受け、市では平成20年度に武蔵野市行財政改革推進本部を設置し、推進体制を整備した。その後、リーマンショックを契機とした厳しい経済状況や今後の人口構造の変化などが本市財政に与える影響も考慮しつつ、平成21年に「第三次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針」が策定された。平成25年には、第五期長期計画において掲げられた4つのまちづくり目標に基づき、その行財政分野を推進していくための「第四次行財政改革を推進するための基本方針」、そして現在は、その内容を継承しつつあらたな視点を追加した「第五次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針」、そして現在は、その内容を継承しつつあらたな視点を追加した「第五次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針」に基づき、行財政改革を推進している。

このように、本市においては、その時々の社会経済状況の変化に対応しつつ、地方分権の流れやその他の国の政策変更を背景としながら、一貫して市民のための行財政改革を進めてきた。

直近の行財政分野の政策においては、市民自治のさらなる推進に向け「情報共有の原則」「市民参加の原則」「協働の原則」「計画に基づく市政運営」の4つの基本原則を柱として市民・市議会とともにつくりあげた「武蔵野市自治基本条例」の制定や、事務事業見直し・市税収納率向上の取組み等による健全な財政の維持など、一定の成果を挙げているところである。一方、中長期的な視点では財源や人的資源に限りが生じてくる中、重要度の高いニーズに積極的に対応し、より高い効果を発揮していくため、既存事業の見直しをさらに効果的に進められる仕組みの構築などが求められている。

(2) 本市を取り巻く社会環境の変化

現在の世界的な社会経済を巡る状況は、政治や宗教の対立による社会情勢の不安定化、景気の減退等、不確定要素が強まっている。我が国においても、人口減少や、団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年問題、貧困世帯の増加や都市インフラの老朽化等様々な課題が山積している。

一方、本市においては、今後東京の一極集中を是正するような政策により財政的な影響が生じる可能性もあるが、現時点では近年の人口増や市民の高い担税力に支えられ、比較的健全な財政を維持しており、第六期長期計画においては、掲げた目指すべき姿の実現に向け、「財政規律を守りつつ、必要な投資を行っていく」と記載し、未来に挑戦する姿勢を打ち出している。

しかしながら、第六期長期計画の実行段階の当初から見舞われた新型コロナウイルス感染症の 世界的流行により世界経済の悪化が見込まれ、国内景気のさらなる後退が今後想定される厳しい 状況となっている。本市においても、新型コロナウイルス感染症の流行を契機とした緊急的な財政出動に加え、収入が減少する市民及び事業者の暮らしや市内の経済を守るために令和3年度の都市計画税を半分にする政策減税についても13億円超の減収が見込まれるなど、市民の暮らしや市内の経済を守るための歳出増・歳入減となる要因が多く発生している状況となっている。

そして、新型コロナウイルス感染症の影響は、従来から行ってきたことが様々な側面において 通用しなくなるという状況をもたらし、自治体経営においても不確実性が高まってきている。ま た、自然災害や感染症流行などの非常事態に直面した際の自治体におけるリスク管理や事業継続、 セーフティネット機能の重要性を再認識させるものとなった。

このように本市を取り巻く社会環境が不確実性を増す中、自治体経営の根幹をなす行財政分野においては、堅実な財政運営を行いかつ未来への投資との両立を達成するために、新たな時代に適合する行財政改革のあり方を示す必要がある。

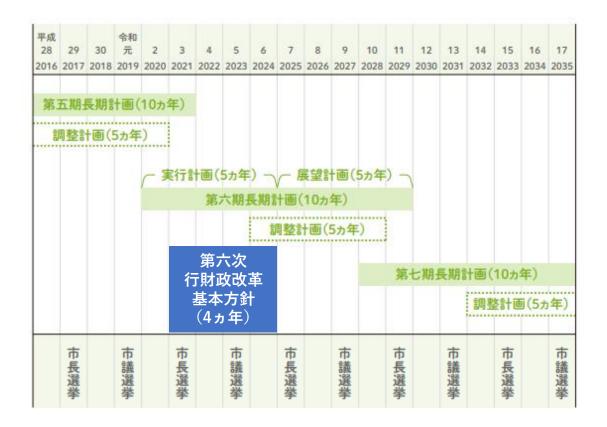
2. 基本方針の位置付け

第六期長期計画は、令和2年度から令和11年度を計画期間とし、市政運営の指針、市が目指すべき方向性や取り組むべき政策を定める市の最上位計画として策定された。

本基本方針は、拡大し高度化する公共課題に対して限られた経営資源を最大限有効に活用しながら、新たに制定された自治基本条例の原則の一つである「計画に基づく市政運営」に基づき、市の経営の根拠である第六期長期計画の施策の推進を下支えするとともに、それらの質を向上するための基本的な考え方と位置付ける。

3. 基本方針の期間

第六次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針の計画期間は、令和3年度から令和6年度の4年間とする。本市では、円滑な市政運営の継続のため、長期計画の計画期間の最後の一年は次の計画と重複させて策定することとしており、実質的には市長の任期に合わせた4年ごとの見直しを行っている。このため、第六期長期計画の計画期間は令和2年度から令和11年度であるところ、第五期長期計画に基づく「第五次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針」の計画終了年度が令和2年度であるため、今般、令和3年度に行財政改革を推進するための基本方針を改めるものである。



4. 本市の行財政改革の現状と課題

本市の経営根拠となる第六期長期計画を下支えする行財政改革を推進するためには、自治体経営に必要な多角的、網羅的な視点で現状と課題を整理する必要がある。

そこで、本市の行財政改革における現状と課題について、行政としての主要な経営資源である「人材」、「組織」、「財務」に関する視点はもとより、自治基本条例によるさらなる市民との協働を推進する観点から「地域」の視点、業務効率化や優先順位の高い業務への選択と集中という観点から「政策」の視点を加えて整理した。

(1) 各視点における現状と課題

① 地域の視点における現状と課題

公共サービスを担う主体は民間企業、NPO、市民団体、大学等様々で、主体の数の増加とともにその種類は多様化している。また、市民のニーズは複雑化・多様化し、必要とされる公共サービスはより拡大する傾向にある。他方、地域や市民生活に影響を及ぼす不測の事態に際し、公共的なセーフティネット機能の重要性が改めて浮き彫りとなった。今般、自治基本条例を制定したことも踏まえ、公共サービスの担い手のあり方に関して、行政は多様な主体との役割分担について、平常時・緊急時の両面を意識しながら見直していく必要がある。

また、本市の特色である市民参加について、行政として継続して取り組んでいるものの、参加 する市民の固定化が進んでおり、市民参加の裾野の拡大が必要である。

② 組織の視点における現状と課題

これまで、職員定数適正化計画に基づいて職員定数を削減するなど、効率的な行政運営を推進してきた。一方で、新たに生じる市民ニーズについて、今後は限られた人的資源を最大限活用し、新しい業務のあり方の検討やその実現のための環境整備、またリスクマネジメントの仕組みを適切に組織へ定着させることなどにより、課題に的確かつ柔軟に対応できる組織への変革が求められている。

③ 人材の視点における現状と課題

これまで、超過勤務時間数の縮減、給与制度および人事評価制度の改善、臨時・非常勤職員制度のあり方などの種々の取組みを行ってきた。現在、官民問わず人材の確保が困難となる中、これまで想定しえなかった高度で複雑な行政課題に対する適切な対応など、課題に対して的確かつ柔軟に対応できる人材の必要性はさらに高まっている。また、職員一人ひとりが経営的視点を意識し高い視座をもって業務を行えるような育成が必要である。

④ 財務の視点における現状と課題

本市の財政状況は当面堅調な見通しではあるものの、今後見込まれる生産年齢人口の減少は、直接歳入の減につながる可能性がある。また、新型コロナウイルス対策のための緊急財政出動など、予想外の事態による経営リスクの発生に対して財政的側面から弾力的に対応するための備えが必要である。他方、長期的には高齢者人口の増を背景とした社会保障費の増及び今後の都市基盤・公共施設の更新が控えている。持続可能な自治体経営を実現していくため、財政規律の維持、経常経費の節減、基金や市債の活用による持続的な財政運営を図りつつ、必要な投資を行っていく必要がある。

⑤ 政策の視点における現状と課題

行政に対する市民のニーズはより一層複雑化・多様化している。しかし、人的資源や財源は限られており、かつ確保は年々厳しさを増している。そこで、必要な施策の見極めや既存のサービス水準の見直しを行い、より優先度の高い施策に経営資源を配分していく必要がある。あわせて、ICT技術の活用による職員の生産性向上やさらなる業務効率化、また申請手続きの電子化や自動化による市民サービスにおける利便性のさらなる向上を進める必要がある。

(2) まとめ

自治体経営に必要な地域、組織、人材、財務、政策という5つの視点に基づき、これまでの行 財政改革に係る取組みについての現状と課題について整理した。いずれも非常事態を契機として、 行政として公共サービスの根幹であるセーフティネット機能の重要性を再認識したうえで、それ ぞれの視点で第五次基本方針から継続する課題、もしくは新たに発生した課題に対し適切に対応 していく必要があるという点で共通している。 令和2年度を初年度とする第六期長期計画においては、今後の10年間を見通した武蔵野市の目指すべき姿や基本目標を定めているが、この計画策定時には想定されていなかった新型コロナウイルス感染症による大きな社会への影響が計画初年度から出ている。このような状況の中、第六期長期計画の実施を下支えする行財政改革基本方針の中で、今般の非常時から得た示唆を盛り込むことで、あらゆる状況の中でも長期計画で掲げられた各施策を着実に実施していく必要がある。

今般のコロナ禍において浮き彫りになったのは、補完性の原則に基づく自助・共助・公助の適切な役割分担によって展開されていた公共サービスにおいて、自助で賄える範囲がこれまで以上に狭まることが公共的な課題の増大へとつながり、共助や公助がこれを補完する必要性が増すという点である。さらに、コロナ禍においては、人と人との接触を避けるために共助の仕組みがうまく機能しないということも起こり、さらに公助の役割が増すという状況となった。今後の市政運営においては、自助・共助・公助の役割分担が非常時において変化することを踏まえたうえで、市民、市民団体、民間企業等、行政との関係性を再構築していく必要がある。

地域、市民と行政との関係性をとりわけ重視する本市において、これからの次なる行財政改革 を展開していくうえでは、上記の整理や自治基本条例の制定などを踏まえ、今後より一層、地域 と行政との有機的な連携による持続可能な自治体経営を深化していくという観点が不可欠である。

5. 行財政改革を推進するための基本方針

(1) 行財政改革の理念

これまでの課題整理を踏まえさらなる行財政改革を推進するため、以下の理念に基づいて方針を定める。

行財政改革の理念

「自治基本条例に基づく市民と行政との連携による希望と活力があふれる武 蔵野市とするため、基礎自治体の根幹であるセーフティネット機能の重要性に 立ち返りつつ、堅実な財政運営と未来への投資とを両立できる自治体運営を実 行する」

第六期長期計画の計画初年度に新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受ける状況の中、 今後の市政運営にあたっては、基礎自治体の根幹であるセーフティネット機能の重要性について、 改めて強く意識する必要がある。

今後の自助・共助・公助のあり方として、非常時には自助の継続が難しくなる人が増えるため、助けを必要としている人をいかに正確に把握し、そこへの迅速なサービス展開をしていけるかが今まで以上に重要となる。そのために、市は平常時から一人でも多くの市民が自助で賄えるような取組みを支援・啓発していくとともに、非常時にその役割が増す共助の仕組みについても、さらなる促進が図れるような取組みを行っていく必要がある。そして、行政を中心としつつ多様な主体との連携・協働によっても公共的なセーフティネット機能が果たされるような公助の仕組みづくり、関係づくりを平常時から取り組んでいく必要がある。

これらを実践していくことを基本的な姿勢としつつ、第六期長期計画に掲げた目指すべき姿(誰もが安心して暮らし続けられる魅力と活力があふれるまち)や5つの基本目標**を実現するために、新たな価値を創出することを重視する未来志向(前向き)の視点で改革を推進する。

※第六期長期計画の基本目標…①多様性を認め合う支え合いのまちづくり、②未来ある子どもたちが希望を持ち健やかに暮らせるまちづくり、③コミュニティを育む市民自治のまちづくり、④このまちにつながる誰もが住み・学び・働き・楽しみ続けられるまちづくり、⑤限りある資源を生かした持続可能なまちづくり

(2) 基本方針の体系

本市の経営状況と課題をふまえ、上記の理念に基づき、以下の5つの基本方針により行政運営を行うこととする。

① 自治の基本原則に基づく地域と行政との新たな関係性構築【地域】

- ①-ア. 自治基本条例に基づく自治の推進
- ①-イ. 各分野における多様な主体との連携・協働の推進
- ①-ウ. 積極的な情報共有・情報発信とシビックプライド醸成

② レジリエンスの向上とチャレンジしやすい組織風土の醸成【組織】

- ②-ア. 社会の変化、新たなニーズに柔軟かつ適切に対応できる組織づくり
- ②-イ. 多様性を生かしたチャレンジしやすい組織風土の醸成

③ 新たな価値を創出する人材の確保・育成と活躍できる環境づくり【人材】

- ③-ア. 多様な人材の確保・育成の強化
- ③-イ. 多様な人材が活躍できる環境づくりと担い手の最適化

④ 未来に必要な投資を行うための堅実な財政運営【財務】

- ④-ア.限られた経営資源(人材、組織、財務)を最大限活用し、健全な財政運営を 維持するための体制強化
- ④-イ. 公共施設等の再構築と市有地の有効活用

⑤ 必要な施策を高品質で効率的に実行するための体制構築【政策】

- ⑤-ア. 政策の優先順位付けやサービスのあり方見直しによる全体最適化
- ⑤-イ. ICTや外部委託の活用を通じた業務効率化や市民サービスの向上

① 自治の基本原則に基づく地域と行政との新たな関係性構築【地域】

今般制定した自治基本条例における市民自治の基本原則に基づき、地域と行政との新たな関係性を築く取組みを推進する。その中で、行政が公共課題の多様化や量的拡大に対応しセーフティネット機能を確実に提供できるよう、各政策分野における担い手としての財政援助出資団体、市内の民間企業、大学、NPO、市民団体、市民等との役割分担を再構築し、さらなる連携・協働を図る。また、多様な手段により市政に関する情報共有を行うなど、市民と行政とのコミュニケーションの充実を図る。

①-ア. 自治基本条例に基づく自治の推進

自治基本条例は、市民自治及び市政運営の基本原則を明らかにしたものである。市民自治については「市民参加の原則」に基づき新たな市民参加のあり方を追求するとともに、市政運営については具体的なルールの制度化や体系化を実施する。

①-イ. 各分野における多様な主体との連携・協働の推進

自治基本条例における「協働の原則」に基づき、各分野における行政課題を克服するための担い手又は公共サービスの担い手として、市内の民間企業や大学、NPO、市民団体、また官と民の中間に位置する財政援助出資団体との役割分担を構築し、連携・協働を図る。これにより、多様な主体のより活発な活動を促すとともに、公共サービスの質と量を担保する。

①-ウ. 積極的な情報共有・情報発信とシビックプライド醸成

技術の発展が著しいICT環境の変化をとらえ、多様な手段により市政情報を発信し、市民への情報共有を図る。加えて、より効率的かつ適切に市民の声を把握するための広聴機能の拡充と見直しを行うことで、市民と行政とのコミュニケーションの一層の充実を図る。これにより、シビックプライドのさらなる醸成を図り、市民の市政参加のさらなる促進へとつなげる。

② レジリエンス※の向上とチャレンジしやすい組織風土の醸成【組織】

不確実性が高まる社会情勢にあって、行政としてあらゆる変化に対応できるよう、組織として のレジリエンスの向上を図るとともに、未来につなげていくためのチャレンジしやすい組織風土 を醸成する。

※レジリエンス…外的な衝撃にも、折れることなく、立ち直ることのできる「しなやかな強さ」のこと。「復元力」、「弾力性」、 「再起性」などと訳される。

②-ア. 社会の変化、新たなニーズに柔軟かつ適切に対応できる組織づくり

緊急事態にも適切に対応できるよう、平時のリスク管理を含めた業務継続計画とその運用体制について全庁的な見直し、強化及び訓練を行い、組織全体への定着を図る。

また、限られた人員の中で最大効率を生み出すため、ICTの活用等により業務生産性を向上させることで余力を生み出し、複雑化・多様化するニーズ、突発的な事象に対して対応できる柔軟な組織づくりの源泉とする。また、管理職、係長職のマネジメント能力強化によるガバナンス向上を図るとともに、不注意などが原因で起こる誤りなどを組織的に防止する体制づくりをはじめとした多角的なリスクマネジメントについて、一層の充実と強化を図っていく。

②-イ. 多様性を生かしたチャレンジしやすい組織風土の醸成

多様なバックグラウンドをもった人材を確保することや多様な主体とのかかわりを持つこと、 業務や部署を越えたコミュニケーションの活性化を図ることで、新しい発想を生み出す環境を 整える。こうした職員一人ひとりの現場で生まれる発想を尊重し、創意工夫によって市の魅力 を高める契機とすることで、多様性を生かし失敗を恐れずチャレンジしやすい組織風土を醸成 する。

③ 新たな価値を創出する人材の確保・育成と活躍できる環境づくり【人材】

従来では想定しえなかった行政課題に対して的確に対応し、新たな価値を創出できる人材の確保・育成のための仕組みづくりを行う。また、職員が互いの多様性を認め合い、やりがいをもって働けるためのダイバーシティの取組み等を実践する。

③-ア. 多様な人材の確保・育成の強化

人口構成の変化などによって、地域の中で様々な活動を行っている人材が不足する中、子育 て・福祉・教育などの各行政分野において、求められる人材を確保するための仕組みづくりを 行う。

キャリア形成に資する有効な職場配置やエキスパートの専任分野拡大、人事・給与制度の適正化を推進する。また、「より高い経営意識が求められる行政運営」の担い手として、職員一人ひとりの強みを伸ばし活かせる人材育成や現場の課題を分析し、整理してわかりやすく伝える能力、民間企業、NPO、市民団体等の多様な主体との協働においても必要となる能力等を開発していく。

③-イ. 多様な人材が活躍できる環境づくりと担い手の最適化

これまで以上に職員一人ひとりを多様な人材として捉え、すべての職員が仕事と生活を両立できる環境を整えることで、組織を活性化させる。それを実現するため、多様性を認め合い生かしていくダイバーシティの取組みや柔軟な働き方を推進するとともに、ワーク・ライフ・マネジメントの実践を支援する。また、限られた人員の中で行政課題に対応していくために、会計年度任用職員をはじめとした非常勤職員の各制度を柔軟に活用するなど、業務の担い手の最適化を検討する。

④ 未来に必要な投資を行うための堅実な財政運営【財務】

自治体として市民のために必要な投資を行っていくためには、財政規律の維持を図りながら持続的な財政運営を図ることが肝要である。そのために、事務事業の見直しによる経常経費の節減や公共施設等の再構築における財政負担の平準化などに取り組むとともに、市税等収納率の維持・向上や武蔵野市ふるさと応援寄附の活用などによりさらなる歳入確保を図る。

④-ア. 限られた経営資源(人材、組織、財務)を最大限活用し、健全な財政運営を維持する ための体制強化

歳入増加、歳出削減のためのあらゆる方策を検討し、可能なものから積極的に実行する。 その中で、事務事業や施策の必要性を検証し縮小や廃止も含めた見直しの仕組み構築を検討 し実施する。これにより、経営資源の精査を図り健全な財政運営を維持するための体制を強 化する。また、市の基金については、災害時においては緊急対策等を実施するために必要な 短期的な取り崩しを機動的に行いつつ、持続可能な自治体運営のために、長期的な視点から 堅実に積み立てていくことを基本とし、その両者のバランスを考慮した運用に努めることと する。

④-イ. 公共施設等の再構築と市有地の有効活用

公共施設等総合管理計画の推進による公共施設の再整備、最適化を図ることで、財政負担の 軽減・平準化を行う。また、市有地については活用状況に応じて利活用方針を見直し、民間事 業者との連携や一時貸付によるまちの魅力向上、活用が見込めない土地の売却による歳入確保 を検討する。

⑤ 必要な施策を高品質で効率的に実行するための体制構築【政策】

市民生活の根幹を支える基礎自治体として、セーフティネット関連事業など優先度の高い事業の確実な実施や既存事業の費用対効果の向上のため、PDCAサイクルの実効性改善により「選択と集中」や事業の質の向上を進める。また、ICT技術や民間活力の活用等を通じた業務効率化を行うことにより、必要な施策を高品質で効率的に実行する体制を構築する。

⑤-ア. 政策の優先順位付けやサービスのあり方見直しによる全体最適化

この10年間における約1万人の人口増により市民サービスが量的に増大している中、サービスの質的な維持・向上を図るため、長期計画や各個別計画に基づく政策のPDCAサイクルの強化、評価体制の整備と予算編成、執行、検証との連動を図り、「選択と集中」を実行できる体制を構築する。また、複雑化・多様化する市民ニーズをとらえ、サービス水準やサービスのあり方・実施方法を見直すとともに、施設等の利用状況に応じて市民と市民以外へのサービス提供のあり方についても検討し、継続的に既存事業の改善を進めることで全体最適化を図る。

⑤-イ. ICTや外部委託の活用等を通じた業務効率化や市民サービスの向上

AIやRPAなど、新たなICT技術の積極的な活用により、行政が担う業務の効率化とサービスの質の向上を図る。また、申請・手続きの電子化と自動化の検討を進める。その他必要に応じ、品質の担保を前提とした外部委託等の活用も視野に入れ、従来の業務改善の取組みとあわせて、さらなる業務効率化と公共サービスの質の向上を両立させる。

武蔵野市行財政改革アクションプラン (令和3~6年度) 中間のまとめ

第六次行財政改革アクションプラン実施事業一覧(目次)

	事業名	担当課	頁
1	自治の基本原則に基づく地域と行政との新たな関	関係性構築	
1)-	-ア 自治基本条例に基づく自治の推進		
	自治基本条例に基づく市政運営のルールの制度化・ 体系化	企画調整課	20
	市民参加のあり方の追求	企画調整課、各課	20
	平和施策の推進	市民活動推進課	21
1)-	-イ 各分野における多様な主体との連携・協働の推進	<u> </u>	
	自治体間の政策連携の推進	企画調整課、各課	22
	財政援助出資団体の統合・自立化と経営改革等の支援	企画調整課、各課	22
	指定管理者制度の効果的運用の検討	企画調整課	23
	(公財) 武蔵野市福祉公社と(社福) 武蔵野市民社 会福祉協議会の統合に向けた事業連携の推進	地域支援課、高齢者支 援課	24
	(公財) 武蔵野文化事業団と(公財) 武蔵野生涯学 習振興事業団の統合の支援	市民活動推進課、生涯 学習スポーツ課	24
	在宅医療・介護連携推進事業の新たな取組み	地域支援課	25
	多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化	子ども政策課	26
	まちぐるみで子どもと子育てを応援する事業の推進	子ども政策課	26
	地域・保護者と学校の協働体制の構築	指導課	26
	自助・共助による災害予防対策の推進	防災課	27
	関係機関との連携による応急対応力の強化	防災課、多文化共生・ 交流課、健康課	28
	コミュニティ活動の推進と多様な主体による協働の 創出	市民活動推進課	28
	中間支援組織との連携による市民活動支援	市民活動推進課、地域支援課、生涯学習スポーツ課	29
	パートナーシップ制度導入検討及び「第四次男女平 等推進計画」の推進	市民活動推進課	30
	コンテンツを活かした事業連携の推進及びクリエイ ティブ産業の実態把握	産業振興課	30
	むさしの エコ re ゾートを中心とした環境啓発の推進	環境政策課	31

	エリアマネジメント活動の支援策の検討と展開	まちづくり推進課	32
	市民との協働による道路管理の推進	道路管理課	33
	住宅困窮世帯(者)に対する公と民の連携支援の推	住宅対策課、高齢者支	
	進	援課、障害者福祉課	33
1)-	- −ウ 積極的な情報共有・情報発信とシビックプライド	`醸成	
	総合的な市政情報提供の推進	秘書広報課、各課	34
	市民に分かりやすい財政状況の公表	財政課	34
	市職員の人件費の見える化	人事課、企画調整課	35
	広聴の充実及び広聴と広報の連携の推進	市民活動推進課、秘書	35
		広報課、各課	30
	シティプロモーションの推進	秘書広報課、企画調整	26
		課、各課	36
	武蔵野市ふるさと応援寄附を活用した市の魅力発信	産業振興課	37
	及び地域の産業振興		31
2	レジリエンスの向上とチャレンジしやすい組織風	は土の醸成	
2-	-ア 社会の変化、新たなニーズに柔軟かつ適切に対応	できる組織づくり	
	様々なリスクに備えた体制の強化	総務課、人事課	38
	業務継続計画(BCP)の点検・見直し及び受援計	総務課、人事課、防災	38
	画の策定	課	30
	情報セキュリティ対策の強化	情報管理課	39
	組織のあり方の検討	企画調整課	39
	職員定数適正化計画の実施	人事課	40
2-	-イ 多様性を生かしたチャレンジしやすい組織風土の	醸成	
	個々の適性を生かす人事制度の構築	人事課	40
	活発なコミュニケーションが生まれる組織風土の醸	人事課、総務課、情報	41
	成	管理課	71
3	新たな価値を創出する人材の確保・育成と活躍で	ぎきる環境づくり	
3-	-ア 多様な人材の確保・育成の強化		
	一般技術職・専門職の確保と体系的な人材育成	人事課、総務課	42
	多様な人材の確保と育成	人事課	42
	高齢者や障害者本人とその家族を支える人材の確	地域支援課、高齢者支	43
	保・育成	援課、障害者福祉課	-1 0
	保育人材等の確保・育成	子ども育成課、子ども	4.4
		家庭支援センター	44
	次世代の地域の担い手の育成	児童青少年課	45

	学童クラブ支援員の人材確保・育成	児童青少年課	46
	質の高い教育を維持するための人材の確保と育成	指導課	46
3-	- -イ 多様な人材が活躍できる環境づくりと担い手の最	適化	
	職員の人事評価の活用	人事課	47
	職務・職責に応じた人事・給与制度の推進	人事課	47
	心身ともに健康で、多様かつ柔軟な働き方を支援す	人事課	40
	る制度の検討		48
	超過勤務時間縮減に向けた取組みと年次有給休暇等	人事課	40
	の取得促進		48
4	未来に必要な投資を行うための堅実な財政運営		
4-	- ア 限られた経営資源(人材、組織、財務)を最大限	活用し、健全な財政運	
	営を維持するための体制強化		
	事務事業見直しの仕組みの構築と推進	企画調整課、各課	50
	入札及び契約制度適正化の更なる推進	管財課	50
	広告収入等の拡大に関する検討	財政課、秘書広報課	51
	適正な受益と負担の検討	財政課	51
	国民健康保険財政健全化計画の実施	保険年金課	52
	都営水道一元化の推進	水道部総務課	52
4)-	-イ 公共施設等の再構築と市有地の有効活用		
	公共施設等総合管理計画の推進	資産活用課、各課	53
	既存公共施設の計画的な保全・改修の推進	施設課	54
	未利用地・低利用地の有効活用に関する基本方針の	資産活用課	54
	見直し及び市有地の有効活用		54
	複合的なニーズに対応する新しい施設整備の推進	高齢者支援課	55
	イーストエリアの市有地を活かした沿道まちづくり	吉祥寺まちづくり事務	
		所、企画調整課、資産活	
		用課、市民活動推進課、	55
		交通企画課	
		資産活用課	56
	体育施設の計画的な整備・更新	生涯学習スポーツ課	57
	公共施設における効率的なエネルギー活用の推進	環境政策課	58
	公園緑地の整備・リニューアルと魅力を高める利活	緑のまち推進課	
	用		58
	道路総合管理計画に基づく道路管理の推進	道路管理課、交通企画	50
		課	59

	橋りょう長寿命化計画に基づく橋りょう管理の推進	道路管理課、交通企画	50
		課	59
	LED街路灯整備計画の推進	道路管理課	60
	都市計画道路及び区画道路の見直し	まちづくり推進課	60
⑤	必要な施策を高品質で効率的に実行するための体	制構築	
⑤-	-ア 政策の優先順位付けやサービスのあり方見直しに	よる全体最適化	
	行政評価制度の再構築	企画調整課	62
	制度の安定性と充実すべき施策を実現するためのサ	障害者福祉課	62
	ービス再編の検討		62
	武蔵野市・友好都市アンテナショップ「麦わら帽	産業振興課、多文化共	63
	子」の運営とあり方の見直し	生・交流課	03
	海外都市交流のあり方の検討	多文化共生・交流課	63
	集団回収の見直し	ごみ総合対策課	64
	自転車駐車場の整備と既存自転車駐車場の有効活用	交通企画課	65
	の推進		00
<u>⑤</u> -	-イ ICTや外部委託の活用を通じた業務効率化や市	民サービスの向上	
	ICTを利用した市民サービスの拡大	情報管理課、総務課、	66
		各課	00
	先端技術等を活用した業務効率化の推進と人材の有	総務課、情報管理課	67
	効活用		07
	文書電子化の推進と電子決裁の導入の検討	総務課、情報管理課	67
	自治体クラウド導入に関する検討	情報管理課	68
	ICT機器を活用した教育の推進	指導課	69
	民間活用及び広域化・共同化の検討	下水道課	69

① 自治の基本原則に基づく地域と行政との新たな関係性構築

①-ア 自治基本条例に基づく自治の推進

事 業 名	自治基本条例に基へ	づく市政運営のルール	の制度化・体系化		
担当課	企画調整課				
	これまで本市が均	音ってきた市民参加や	市民自治の歴史・原則	川を将来にわたって	
	継承していくためん	こ市政運営の基本的ル	ールを明文化すると	ともに、市民自治の	
	さらなる推進を図る	るため、令和2年4月	1 日に武蔵野市自治基	基本条例が施行され	
課題・目的	た。				
	本条例において、	市民自治の推進を目	的とした「住民投票制	制度」は、別に条例	
	で定めると規定され	1ており、本条例の理	念に基づいた「武蔵野	野市の自治」に相応	
	しい住民投票制度の	の条例化を検討する必	要がある。		
	武蔵野市自治基本	本条例(仮称)に関す	る懇談会での議論を闘	沓まえ、武蔵野市自	
	治基本条例の理念に基づき、国や他自治体の住民投票制度を研究しながら、本市				
	における住民投票の制度化を図る。また、令和2年度に設置する庁内検討委員会				
取組事項	での議論及びパブリックコメント等による市民意見等を踏まえたうえで、武蔵野				
	市住民投票条例(例	反称)の制定に向けた ⁵	検討を進め、令和4年	F度中の施行を目指	
	す。				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	条例案の検討				
	パブリックコメン				
年次計画	ト、意見交換会の	タロの大佐	_		
	実施状況集約	条例の施行	\rightarrow	\rightarrow	
	・公表				
	条例の制定				

事 業 名	市民参加のあり方の追求
担 当 課	企画調整課、各課
	本市の市民自治による市政運営や共助のまちづくりは、活発な市民参加と協働
	の取組みにより支えられてきたが、参加する市民の固定化に伴い、市民参加の裾
課題・目的	野の拡大が課題となっている。高齢世代のほか、まちの将来の担い手として期待
孫越·日的	される若者、子育て世代、転入者等の市政や地域への参加を促し、その活動を支
	援して、地域への愛着を高め、市民自治によるまちづくりの発展を図る必要があ
	る。
克如 東西	各種計画・実施から評価の段階まで、市政への市民参加の拡充に向けて、若年
取組事項	層をはじめとするサイレントマジョリティの参加促進や市民同士の討議の場づ

		くりなど、社会環境の変化を踏まえつつ、市民参加のあり方を検討し、より多様				
		な参加の機会を整備する。				
		特にまちの将来の担い手として期待される若者世代に対しては、市への愛着を				
		高める効果も重視し、横断的な施策展開を検討する。				
		第六期長期計画・調整計画策定においては、第六期長期計画における市民参加				
		手法を振り返り、計画策定に関わった市民の意見等も参考にして、より効果的な				
		市民参加手法を実現する。				
<i>[</i> ±	: "" = 1. 面	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
#	次計画	検討	実施	\rightarrow	\rightarrow	

事 業 名	平和施策の推進			
担当課	市民活動推進課			
課題・目的	令和2年度に戦後75年を迎え、戦争体験者が高齢化していき、戦争の惨禍を 語り継いでいくことが今後ますます困難となる中、戦争の悲惨さと平和の尊さを 次世代へ継承していくため、平和施策のあり方について新たな展開を検討してい く必要がある。 第六期長期計画から分野名に「平和」が加えられ「平和・文化・市民生活」と なり、市として「平和」をより重要な施策と位置付けたことからも、平和に関す る施策(講演会や各種啓発イベント、交流等)をより積極的に推進し、引き続き 市民の平和に関する意識の喚起を図る。			
取組事項	工場を目標とした 「平和と多文化共 施策のあり方の検 また、これまです	空襲など、市民が経験 生社会の実現に向けた 討を行う。 F核都市宣言平和事業	庁機武蔵製作所が市内 険した貴重な戦争体験 と懇談会(仮称)」に 実行委員会と共催で 青少年平和交流派遣事	定の伝承を図るため、 おいて、今後の平和 実施してきた平和啓
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年次計画	平和・多文化共生施策に関する調査項目の検討	平和・多文化共生 施策に関する基礎 調査 平和と多文化共生 社会の実現に向け た懇談会(仮称) の設置	平和と多文化共生 社会の実現に向け た懇談会(仮称) での検討 懇談会(仮称)の 報告を踏まえた事 業の検討	懇談会(仮称)の 報告を踏まえた 事業の実施

平和啓発事業			
の実施	平和啓発事業		
青少年平和交流	の実施	\rightarrow	\rightarrow
派遣事業			

①-イ 各分野における多様な主体との連携・協働の推進

事 業 名	自治体間の政策連携の)推進				
担当課	企画調整課、各課					
	市民の生活圏は居住地の行政区域内にとどまるものではなく、市民ニーズや行					
	政サービスの効率性・	安定性の観点から	広域的な連携を発展	させる必要がある。		
課題・目的	また、自然災害等の	緊急事態に直面し	た際には、単独の自治	台体のみでの対応は		
	困難であり、近隣自治体や友好都市など他自治体の協力を求めることが必要とな					
	る。					
	地域全体で効率的・効果的に必要なサービスを提供できる仕組みを構築するた					
	め、近隣自治体間で事	例の研究や様々な知	田識の吸収と総合的な	かつ実践的な能力の		
取組事項	向上を図るとともに、職員間の交流を通じて自治体間の連携・協働の推進を図る。					
	また、災害時対応、観光・産業振興、外国人支援等、新たな時代に求められる					
	連携方法を踏まえながら、近隣自治体や友好都市等との連携を推進する。					
年 歩 卦 両	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
年次計画	検討・実施	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow		

事 業 名	財政援助出資団体の統合・自立化と経営改革等の支援
担 当 課	企画調整課、各課
	本市の財政援助出資団体は、様々な分野の公共サービスを担い、民間企業で行
	うことが困難なサービスや質の高いサービス提供等を行い、一定の成果を挙げて
	いる。一方で、その重要性が年々高まるに連れて、市からの委託業務及び委託費
	が増加している状況にあり、サービス水準の向上を図りつつ、より効率的・効果
課題・目的	的な団体運営を求めていく必要がある。
	また、各団体の役割や状況に応じた形での自立化や経営改革等を支援しなが
	ら、公正・適正な運営がなされているか、あるいは健全な経営がなされているか
	など、適切な評価と指導監督を行うととともに、連携・協働を進めていく必要が
	ある。

	(公財) 武蔵野文化事業団と(公財) 武蔵野生涯学習振興事業団の統合を支援するとともに、(公財) 武蔵野市福祉公社と(社福) 武蔵野市民社会福祉協議会					
	の将来的な統合に「	句けた準備と連携に	ついて支援する。			
取組事項	また、財政援助出	出資団体経営懇談会·	や副市長によるヒア!	リングにおいて、各団		
	体の実情や課題等を把握するとともに、市の政策の方向性を共有し、その実現に					
	向けて各団体とどの	のような連携ができ	るのかを確認したうだ	えで、適切な指導監督		
	及び支援を行う。					
左 炒 計 玉	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
年次計画	実施	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow		

事 業 名	指定管理者制度の効果的運用の検討				
担当課	企画調整課				
課題・目的	平成30年度に指定管理者制度に関する基本方針を改定し、令和2年度から6年度までの方針を決定した。前期(平成26年度)の基本方針改定の際に見送られた指定管理者制度の公募制導入については、今後の各施設の再整備方針の方向性を踏まえたうえでサービス要求水準の設定を行う必要があることや、(公財)武蔵野文化事業団と(公財)武蔵野生涯学習振興事業団の統合を円滑に進める必要があることなどから、今期(平成30年度)の改定において見送られた。これ				
取組事項	な評価を行う必要がある。 次期基本方針の改定に向け、公募制導入の課題等を整理し、公募及び非公募と する施設を整理した方向性を定めたうえで、令和5年度に基本方針の改定を行 う。 また、施設特性に応じたモニタリング項目の検討や評価方法の拡充等を検討 し、モニタリング評価指針等の改定を行ったうえで、新たな評価基準に基づいた 指定管理者への評価及び指導監督を行う。				
年次計画	令和3年度 次期基本方針案 の検討 公募のガイドラ イン検討	令和4年度 次期基本方針案の 検討	令和5年度 次期基本方針の改 定及び公募選定の 実施	令和6年度 次期指定管理者の 指定	

新基準によるモ	新基準によるモニ		
ニタリング調査	タリング調査及び	\rightarrow	\rightarrow
の実施	評価の実施		

	(公財) 武蔵野市福	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	蔵野市民社会福祉協	議会の統合に向けた		
事 業 名	事業連携の推進			MA STORE CONTINUE		
担 当 課	地域支援課、高齢者支援課					
15 3 味	_ ,					
	少子高齢化が進む	ひ中、市民がいつま	でも武蔵野市で暮ら	し続けることを目的		
	に、自助・共助・公	:助による"まちぐる	みの支え合い"を推	進していくため、市		
	民への福祉サービス	スを行う(公財)武蔵	野市福祉公社と、市	民の共助の調整を行		
課題·目的	う(社福)武蔵野市民社会福祉協議会の統合の準備を進める必要がある。					
	武蔵野市財政援助出資団体あり方検討委員会報告書(平成 26 年)において、					
	中長期的には統合の方向性が示されたが、福祉公社に遺贈された多大な寄付を適					
	切に取り扱う必要があるため、統合には一定の期間が必要とされている。					
	平成 29 年度に設置した、「福祉公社と市民社会福祉協議会の事業連携推進委					
	員会」を毎年度開催している。両団体の役割を明確化し、統合にあたっての課題					
取組事項	を整理したうえで、具体的な統合手法を検討するとともに、統合後の組織のある					
	べき姿についての議論を深めていく。また、両団体間の人事交流など、具体的な					
	連携を進める方策を	を検討し、実施する。				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
年次計画	連携事業の推進		_			
	統合準備の検討	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow		

事 業 名	(公財) 武蔵野文化事業団と(公財) 武蔵野生涯学習振興事業団の統合の支援
担当課	市民活動推進課、生涯学習スポーツ課
課題・目的	人生 100 年時代と言われる現代社会において、(公財) 武蔵野文化事業団と(公財) 武蔵野生涯学習振興事業団の活動が、市民にとっての文化の享受と発信に寄与することがますます期待される。両事業団の持つ資源を有機的に結びつけた効果的な事業展開を進めるとともに、さらなる文化の発展を図るため、両事業団の統合に向けた取組みを支援する。
取組事項	令和2年度に引き続き、両事業団による合併準備会において、「総務・管理」、「例規・要綱」、「広報」、「情報基盤・施設予約システム」、「人事管理システム」、「経理」についての統合に向けた具体的な準備作業を行う。特に、合併により、両事業団が管理・運営している公共施設や事業が、より市民にとって利用しやすいものとなるよう、文化・スポーツ・生涯学習ネット(施設予約システム)や事

	業団ホームページの改修を行う。					
	市は、両事業団の合併に向けた準備が滞ることなく、かつ効率的・効果的にな					
	されるよう、全体の進行管理を行いつつ、必要な支援を行っていく。					
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
	合併のための具	新公益財団による				
年次計画	体的準備、合併	事業開始	\rightarrow	\rightarrow		
	契約、新団体の	新団体によるサー				
	公益認定申請	ビス展開				

事 業 名	在宅医療・介護連携推進事業の新たな取組み				
担当課	地域支援課				
	在宅医療・介護連携推進事業は、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者				
	が、住み慣れた地域	或で自分らしい暮らし	を最期まで続けるこ	とができるよう、在	
	宅医療と介護を一	体的に提供するために	こ、医療機関と介護事	業所等の関係者との	
	連携を推進するこ	とを目的としている。	武蔵野市では、これま	ミでの8事業を基に、	
課題・目的	最近の動向、地域	の実情を踏まえて、耳	対組み内容の充実を図	ることとしている。	
	地域における医	療・介護連携の課題に	は、高齢者や介護保険	利用者だけでなく、	
	小児や障害者の支	援にも共通した課題と	こなっている。		
	行政組織内にお	いても、日ごろから圏	医療や介護、健康づく	り、障害者福祉部門	
	等とデータや情報	の共有を行い、庁内連	車携を進める必要があ	る。	
	国の定める8事業の項目を踏まえつつ、地域の実情に応じた柔軟な取組みや、				
	PDCAサイクルに沿った取組みを進める。				
	在宅医療・介護連携は、平成30年度から実施している「第3期武蔵野市健康				
取組事項	福祉総合計画」、その個別計画の地域福祉計画、第4期健康推進計画・食育推進				
	計画、令和3年度から始まる高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画、障害者				
	計画・第6期障害福祉計画の共通した課題の一つであるため、今後の方向性につ				
	いて各々の計画策	定時に実施内容を検討	付する。		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
			第3期健康福祉総		
年次計画	第3期健康福祉		合計画に基づく実	第4期健康福祉総	
十 次 司 四	総合計画に基づ	\rightarrow	施と評価	合計画に基づく	
	く実施		次期計画策定にお	実施	
			ける検討		

事 業 名	多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化				
担 当 課	子ども政策課				
	多様化・複雑化	する子育て支援ニース	ズ及び子育ての負担感	の増大等により、地	
	域における子育で	支援のニーズはより高	高まっている。また、	地域に支えられてい	
課題・目的	るという安心感を	持って子育てを行うた	こめには、地域の力を	活用した子育て支援	
	が必要なため、多様	業な子育て支援の主体	本の役割を明確化する	とともに、市全体で	
	より効果的に子ど	もと子育て家庭を支持	愛する仕組みづくりが	必要である。	
	地域の子育て支	援の核となる利用者	支援事業の3駅圏での	の展開及び子育て支	
	援アドバイザーの活用により、地域子育て支援拠点施設や子育て支援団体等との				
股如事 伍	連携を強化し、柔軟かつきめ細かな市全体のネットワークづくりを進める。				
取組事項	桜堤児童館において利用者支援事業を開始するとともに、地域子育て支援拠点				
	施設の新規開設に向けて検討を行う。引き続き、3駅圏ごとのネットワークを強				
	化するとともに地域の子育て支援団体の活動支援や育成を行う。				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
年次計画	利用者支援事業	地域子育て支援拠	,	,	
	3駅圏での実施	点施設の新規開設	→	→	

事 業 名	まちぐるみで子どもと子育てを応援する事業の推進				
担 当 課	子ども政策課				
	子育て家庭が、地	域で安心して子育で	てをするため、あらゆ	る場所で、子ども・	
課題・目的	子育てに温かい眼差	としを向けられるよ	うなまちづくりをさ	らに進める必要があ	
	る。				
	吉祥寺駅周辺の商業施設等に貸出し用のベビーカーを設置するベビーカー貸				
	出しサービス「ベビ吉」や、妊娠中に専門職による「ゆりかごむさしの面接」を				
取組事項	受けた市民に、市内加盟店等で利用可能な商品券を配付する「子ども・子育て応				
	援券」など、企業や店舗等とともに子どもと子育てを応援する事業について、協				
	力事業者の増など、随時、拡充を図る。				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
年次計画	事業拡充の				
	検討・実施	\rightarrow	\rightarrow	→	

事 業 名	地域・保護者と学校の協働体制の構築
担 当 課	指導課
	現在の学校、家庭、地域をめぐる課題を踏まえたうえで、子どもの豊かな成長
課題・目的	を支えるために、学校運営における学校、保護者、地域住民の連携・協働を推進
	する必要がある。

	本市では、開かれた学校づくり協議会の設置や、地域コーディネーターの配置					
	により地域と学校の連携・協働を推進しているが、一方で、本市における地域・					
	保護者と学校の協	働体制について、あり	方を検討する必要が	ぶある。		
	開かれた学校づくり協議会を発展させるなど、より主体的に協議できる体制づ					
	くりについて検討する。					
取組事項	教育活動を支える地域コーディネーターやPTA等の負担を軽減し、持続可能					
	な活動とするため、地域と学校が子どもに対して、どのような資質・能力を育む					
	のかという目標を	共有して連携・協働で	ける体制へ発展させる	ための検討を行う。		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
年次計画	検討委員会設置・	検討委員会実施	モデル地区設置	試行		
	実施	快的安貝云夫旭	マノル地区改良	□ □11		

事 業 名	自助・共助による災害予防対策の推進				
担当課	防災課				
	災害予防においては国や都、他の関係機関との連携体制の構築など、公助とし				
	て公が果たす役割に	は大きい。しかしなが	ら、災害による被害を	を最小限に抑えるた	
	めには、地域全体の	総力を結集して対応	する必要があり、自身	助・共助による日常	
	からの備えが不可欠	である。地震や火災	から市民を守るために	こ、様々な啓発活動、	
	支援を行う必要があ	る。			
課題・目的	自宅が安全ならば	ば「在宅での避難生活	ら」(在宅避難)が原見	則であることを基本	
	とし、家具転倒防止	器具や住宅用火災警	報器、感震ブレーカー	一、消火器の設置や、	
	被災後の生活のための家庭での食料や飲料水、携帯トイレといった家庭内備蓄、				
	帰宅困難時の備え、避難先の確保等を推進するとともに、市民防災力の強化とし				
	て、マンション管理組合を中心とした新規の自主防災組織の設立を促す。				
	共助・公助の連携	についても、避難所	運営組織への活動支担	緩や位置付けの明確	
	化を図っていく。				
取組事項	在宅避難の周知について、令和2年度からの継続事業として行っていく。また、				
以 心 尹 贞	地区担当制による既存の自主防災組織の活動支援も引き続き行う。				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
			マンション管理組		
	自主防災組織支援		合等への自主防災		
年次計画	武蔵野市避難行動		組織設立の		
	周知(毎年継続)	\rightarrow	働きかけ	→	
	/山,人中 (775 十州公形儿)		武蔵野市避難行動		
			周知		

事業名	間は採用してませ	生ラトフトカム	たもの砂ル				
7 /K H	関係機関との連携による応急対応力の強化						
担当課	防災課、多文化共	<u> </u>	建康課				
	災害発生直後の人的被害を軽減するため、災害時医療体制の強化を行う必要が						
	ある。また、災害時における来街者の安全対策をあわせて推進する必要がある。						
課題·目的	協定締結や訓練	東実施を通じ、東	東京都や近隣自治	台体、市内の諸団	体など多様な主		
	体との連携を強作	とし、災害発生征	後に、他地域か	ら多く寄せられる	支援を効率的・		
	 効果的に受け入れ	ιる体制を整備~	するための計画	を策定する。			
	災害時医療体制		「医師会等や健康		緊急医療救護所		
	 のマニュアルを作						
	_ ,	. , ,	練を通じてコロ	ュナ禍における関	係機関との手順		
	の確認を行う。		mar exact of the) INTO WOLLD ON			
取組事項							
	様々な団体と協定を締結し、その関係性を維持していくとともに、近隣自治体						
	との連携強化を図	gる。また、受扱	覚については、特	物質と人的の2面	があり、物資の		
	マニュアルを令利	口3年度に策定っ	するとともに、ノ	く的な受け入れに	ついても庁内で		
	体制を構築していく。						
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
	災害時医療体制	+ + + + +	3000	マニュアル修正			
	の構築	素案作成	訓練実施	訓練実施	\rightarrow		
	帰宅困難者						
年次計画	対策訓練	訓練実施	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow		
		関係機関との					
	協定締結	情報共有	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow		
	 物資供給マニュ	マニュアル					
	アル策定	策定	本格運用	\rightarrow	\rightarrow		
) / · / k / L	/K /L					

事 業 名	コミュニティ活動の推進と多様な主体による協働の創出
担当課	市民活動推進課
	地域における公共的な課題の多様化・複雑化が進み、地域の力による支え合い
	や参加・協働の取組みが不可欠になっている。様々な立場の人々が課題や目的を
	共有し、知恵を出し合い、役割を分かち合って取り組むことが重要である。その
課題・目的	ためには、これまで地域のコミュニティづくりを中心的に担ってきたコミュニテ
	ィ協議会において、人材の確保・育成と活動の活性化が必要である。
	また、コミュニティセンターの老朽化が進む中、安全性を確保しながら、多世
	代が集う場所としての機能をより充実させ、一層の活用を図る必要がある。

	「これからの地域	コミュニティ検討委	美員会」の提言やコミ	ュニティ評価委員会	
	の報告等を踏まえ、	コミュニティ協議会の	のコミュニティづく	りの活動を側面的に	
	支援する。また、多	様な人々の話し合い	の場である「地域フ	ォーラム」の開催を	
	支援するとともに、	地域への情報提供を	積極的に行う。さら	に、市民が地域課題	
克如 東西	に関心を持ち、協働	して取り組むために	必要となる学びの機	会について、市民と	
取組事項	ともに検討し創出し	ていく。			
	公共施設等総合管理計画に基づくコミュニティセンターの類型別施設整備計				
	画を策定し、計画的な保全・改修を進めるとともに、エレベーター未設置のコミ				
	ュニティセンターへ	の対応などバリアフ	フリー化を含めた利何	便性の向上について	
	検討し、取組みを進	める。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
年次計画	地域フォーラム支 援・学びの機会 検討 類型別施設整備 計画の策定	地域フォーラム 支援・学びの 機会創出 施設保全・改修	\rightarrow	\rightarrow	

事業名	中間支援組織との	連携による市民活動を	 支援		
担 当 課	市民活動推進課、地域支援課、生涯学習スポーツ課				
	本市の市民活動支援施策は、主に市民活動推進課が市民活動促進基本計画の策				
	定と進捗管理を担	い、教育部所管の武蔵	、 野プレイスが啓発・	情報発信等の具体的	
無照 口 44	な事業全般を担っ	ている。また、武蔵野	F市民社会福祉協議会	(ボランティアセン	
課題・目的	ター武蔵野)が、	ボランティア活動の値	足進等の事業を担って	こいる。	
	各々の所管部署	が異なるため、相互に	こ適切に連携し、目的	・課題を共有しなが	
	ら、より効果的な	市民活動支援施策を持	推進していく必要が あ	oる。	
	施策・事業の企画及び実施にあたり市民活動推進課、武蔵野プレイス、武				
取組事項	市民社会福祉協議会の三者で定期的に連携会議を開き、連絡・調整を適切に行				
以 科 争 识	また、次期市民活	舌動促進基本計画の第	管定において、相互の	より効果的な連携の	
	体制・手法につい	て検討する。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	市民活動促進基				
年次計画	本計画の改定、	相互連携による事			
十 次 訂 画	相互連携による		\rightarrow	\rightarrow	
	事業企画及び	業企画及び実施			
	実施				

事 業 名	パートナーシップ制	度導入検討及び「第	5四次男女平等推進計	画」の推進	
担当課	市民活動推進課				
	第六期長期計画に「多様性を認め合う社会の構築」を掲げ、パートナーシップ				
	制度の導入も含め、	当事者にとって望ま	しい支援について検討	対を行っている。 パ	
	ートナーシップ制度導入検討にあたっては、制度がより効果的に社会に受ける				
	られ、実行性を持つものとなるよう、地域社会の多様な主体と連携し、多様性を				
	認め合い尊重し合う	社会の構築を図るこ	とが求められている。	0	
課題・目的	また、全ての人が	互いに人権を尊重し	、性別等に関わりなく	く、その個性と能力	
	を生かせる環境を構	築するにあたっては	は、「武蔵野市男女平等	幹の推進に関する条	
	例」に基づき策定さ	れた「第四次男女平	等推進計画」を着実に	こ進めることが重要	
	となっている。男女	平等推進センターを	推進拠点として、市民	民活動団体、市内事	
	業者等と協働し、一ク	人ひとりの個性と能力	力が十分に発揮できる	が環境整備に努めて	
	いくことが必要である。				
	パートナーシップ制度導入検討にあたっては、男女平等推進審議会の答申を				
	まえ、効果的に社会に受け入れられ、当事者にとって望ましい支援となるよ				
	討を進める。また、啓発のための分かりやすい広報についても研究を進める。多				
	様性を認め合い尊重する社会の構築へ向けた意識・啓発のため、市、市民、事業				
取組事項	者等への理解促進を図り、協働・連携を求めていく。				
	男女平等社会の実	現にあたっては、男	女平等推進センター	を推進拠点として、	
	市民活動団体等と協	働し、各種講座等の	開催、女性総合相談や	Pにじいろ電話相談	
	等の相談事業の実施	、情報誌「まなこ」	の発行や図書貸出等	の情報提供を行い、	
	「第四次男女平等推進計画」の確実な推進を図る。				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	パートナーシップ				
	制度答申を踏まえ				
	た導入検討	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	
	各種相談、情報提				
	供、啓発活動等				

事 業 名	コンテンツを活かした事業連携の推進及びクリエイティブ産業の実態把握
担 当 課	産業振興課
	取り巻く環境が時代とともに変化する中で、本市が選ばれるまちであり続ける
	ため、本市の特徴を生かした魅力の発信や地域の産業振興を図る必要がある。
課題・目的	そのために、映画・音楽・アニメーション・漫画等、コンテンツに関わる事業
	者が活発に活動する本市の特徴を生かし、異なる分野の事業者等と連携すること
	で、新しいビジネスチャンスやまちの魅力の創造、発見につなげることができる

				,			
	仕組みを構築する必要がある。						
	また、本市の強みや魅力の向上に生かしていくため、コンテンツ事業者を含む、						
	デザイン、建築、菓子製造、編集などの様々なクリエイターについて、その実態						
	を把握し、様々な	可能性のあるクリエク	イティブ産業の振興を	と図る必要がある。			
	様々なコンテン	ツに関わる事業者との	の連携を図るため、コ	ンテンツ事業者等連			
	絡協議会(仮称)を	を設立し、新たなビシ	ジネスチャンスやまち	の魅力の創造、発信			
取組事項	につながる仕組み	を構築する。また、同	別協議会の設立に向け	、市内の実態調査や			
	研究等を実施する	とともに、庁内ワーキ	テングチームを設置し	、コンテンツ事業者			
を含む様々なクリエイターについて、広く情報を収集していく。				\ \ ₀			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
	各種調査研究の 実施	協議会(仮称) 設立準備	協議会設立	連携プラットフォ ームの構築・ 自走化推進			
年次計画	事業連携パイロ ット事業の検討 及び推進	\rightarrow	各種連携事業の 支援及び推進	\rightarrow			
	庁内ワーキング による検討	クリエイティブ産 業に関する研究	クリエイティブ産 業の振興施策検討	→			

事 業 名	むさしの エコ re ゾートを中心とした環境啓発の推進
担当課	環境政策課
	温室効果ガスの増加により、地球温暖化が進行し、近年ゲリラ豪雨や熱波・巨
-m nz //	大台風などの気候危機をもたらしている。
課題・目的	持続可能な社会の実現に向け、市民一人ひとりが環境問題を自らの問題として
	捉え、環境負荷軽減に向けたライフスタイルへと変容する必要がある。
	むさしのエコ re ゾートでは、様々な環境についての情報発信や、多様な主体
	が共に考え、学び合い、体験できる場、環境を整備していく。
	具体的には、環境の学校や環境フェスタなどの講座やイベント等により、学び
压如素斑	やきっかけの機会を提供するとともに、環境市民団体等の環境啓発活動を継続的
取組事項	に支援していく。
	また、新しい生活様式に適応した暮らし方が定着していく中で、環境に配慮し
	た行動をさらに進められるように、市民や市民団体、企業、関係機関等と連携し、
	より効果的な啓発手法を検討しながら、市全域へと取組みを広げていく。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年次計画	感染症対策を実施 した適切な館の 運営 WEB等を活用し た情報発信の強化	多様な主体への 継続的な活動 支援	\rightarrow	多様な主体が実施 する環境啓発事業 のアウトリーチ化 の検討

事 業 名	エリアマネジメン	ト活動の支援策の検	討と展開		
担当課	まちづくり推進課				
課題・目的	本市には吉祥寺駅、三鷹駅、武蔵境駅があり、それぞれの駅周辺には培ってきた文化、緑の空間を含む良好な都市景観等があり、魅力的なまちが形成されている。今後も、各駅周辺で積み重ねてきた風土や文化、活動を大切にしつつ、市民や市民活動団体、事業者等の様々な主体によるまちづくり活動の始動を支援し、地域特性を生かしたまちづくりを進める。また、市民等による自発的・自立的なエリアマネジメント活動の展開を支援し、公共空間の社会的で文化的な価値を創出していく。 そのためには、地域特性に応じた成熟したまちにおける魅力あるまちづくりを進めていくため、地域が積み重ねてきた風土や文化、活動を捉え、互いの意思や想いを共有するための地域のビジョンを描き、土地利用や活用に関するまちづくりのルールを定めていくことが必要である。 また、心地よい都市空間には、通りや建物だけでなく、その場所を使う人々の多様な活動が必要である。				
取組事項	市民、市民活動団体、事業者等の様々な主体による対話とまちづくり活動の始動を支援することで、地域特性を生かしたまちのビジョンの共有とまちづくりのルールの策定に向け検討を進める。また、社会実験の実施により街路や公開空地等パブリックスペースの利活用を促進するなど、市民等による自発的・自立的なエリアマネジメント活動の展開の支援について検討、実施する。まちづくりを支援する制度については、武蔵野市まちづくり条例に基づく支援について検討するとともに、令和2年度に都市再生推進法人に指定を検討する武蔵野市開発公社によるまちづくり支援業務の充実等を促進する。				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
年次計画	エリアマネジメ ント活動支援等 の検討	エリアマネジメ ント活動支援等 の検討	\rightarrow	\rightarrow	

社会	実験の実施	社会実験の実施	
		ルール化の検討	

事 業 名	市民との協働による道路管理の推進			
担 当 課	道路管理課			
	平成 30 年3月に策定した道路総合管理計画において、「市民等への情報発信			
	と協働・連携」を掲げ、今後取組んでいく方向性を定めた。			
課題・目的	道路管理を持続的なものとするためには、市民や企業、市が一体となった協働			
	の取組みが重要となる。今後、企業のCSR活動をはじめとした協働・連携の可			
	能性を検討し、道路の維持管理に関する取組みへの参加を促進していく。			
F. 49 + F	道路管理の重要性に関する市民等の理解を促進し、市民や企業との協働の検			
取組事項	討、ICTの導入等を推進する。			
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	I C T (道路通報 システム) の運用	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow
	協働・連携事業の検討	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow

事 業 名	住宅困窮世帯(者)に対する公と民の連携支援の推進			
担当課	住宅対策課、高齢者支援課、障害者福祉課			
課題・目的	低所得者、高齢者、障害者、ひとり親世帯等の住宅困窮世帯(者)が安定して			
	住宅を確保するためには、公的住宅だけでなく、民間賃貸住宅も活用する必要が			
	あり、賃貸人がこれらの入居を拒まない住宅を増やしていくことが重要である。			
	さらに、住宅困窮世帯(者)の民間賃貸住宅等への円滑な入居を促進するため			
	には、住宅部局、福祉部局を含めた行政のほか、専門団体や居住支援団体等と連			
	携を図る必要がある。			
取組事項	住宅困窮世帯(者)向けの住まいの確保と居住支援・民間住宅ストックの活用			
	を推進するため、庁内関係部局等で住宅セーフティネット法の居住支援協議会の			
	機能拡張を想定した「(仮)あんしん住まい推進協議会」の設立に向けた準備会を			
	設置し、支援の体制やあり方を検討する。			
	準備会での協議内容を踏まえ、市関係部局、不動産関係団体、居住支援団体等			
	による「(仮)あんしん住まい推進協議会」の設立を進める。			
	協議会の構成員間で連携することにより、既存施策も含め総合的・重層的なハ			
	ード・ソフト両面からの支援を検討し施策展開を図っていく。			

年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	協議会の発足に	協議会の発足、入	住宅困窮世帯	住宅困窮世帯
	向けた準備会の	居・居住支援策の	(者) 向け入居・	(者) 向け入居・
	設置	検討	居住支援策の実施	居住支援策の充実

①-ウ 積極的な情報共有・情報発信とシビックプライド醸成

事 業 名	総合的な市政情報提供の推進			
担当課	秘書広報課、各課			
	市民のライフスタイルや情報の入手方法が多様化する中、市民が求める情報も			
÷# H₹ □ 44	多様化している。求める情報が求める層に的確に届くように、また誰もが必要な			
課題・目的 情報を容易に入手できるように、速報性と公平性に配慮しながら、名				がら、各広報媒体の
	特徴を生かした市政情報の提供を行っていく必要がある。			
	市報・ホームページ・季刊誌・SNS等、多様な広報媒体のそれぞれの特性を			
15 41 丰石	生かした広報活動を継続する。また、新たに導入したSNSの活用では、市民が			
取組事項 受け取りたい情報を選択できるようにし、市から情報発信を			:行う際には、市民(情	
	報の受け手)をより意識した情報発信・情報提供を行なって	ていく。		
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	実施・検討	\rightarrow	,	,
	・修正		\rightarrow	\rightarrow

事 業 名	市民に分かりやすい財政状況の公表			
担 当 課	財政課			
	変化する社会経済状況の中、災害対策や子育て支援、障害者や高齢者への福祉			
	施策に要する経費、公共施設や都市インフラの老朽化への対応など、多額な費用			
÷⊞ H≾ □ <i>1-1-1</i>	が必要になると見込まれている。			
課題・目的 市報やホームページを通じ、適切な時期に、図表等を用いてよ				てより分かりやすい
	表現で市政運営の根幹をなす予算や財政状況を公表し、市政への理解を深める必			
	要がある。			
	年次財務報告書、予算の概要、決算資料等、市報や季刊誌などを通じて、市の			
取組事項	財政状況、各施策、事業の成果などについて、平易な言葉やイラストなどを活用			
	し、市民にわかり、	やすく公表する。		
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	市報や季刊誌を	\rightarrow	\rightarrow	
	用いた公表			\rightarrow

事 業 名	市職員の人件費の見える化				
担 当 課	人事課・企画調整課				
	本市の財政援助	出資団体へ派遣されて	ている市職員の人件費	は、各団体への委託	
	料や補助金等に含	めて市が負担している	るため、予算・決算上	は物件費として計上	
	され、市全体の人化	牛費が見えにくいとい	いう課題がある。また	、間接的な給与支給	
	方法であるため、人	、事課や各団体の給与	の支給事務が複雑化	し事務負担が大きく	
課題・目的	なっていることも	課題であり、事務の意	汝善・効率化を図る必	必要がある。	
	本市では、令和2年4月1日に施行された自治基本条例において「情報共有				
	が市民自治の推進を図るための原則とされていることに加え、令和2年度より 計年度任用職員制度が導入され、これまで物件費として分類されてきたアルバ				
	ト職員の賃金が報酬として人件費に分類されるようになったことを踏まえ、現状				
	の支給方法を見直し、人件費の見える化及び事務の効率化を図る。				
	令和3年度より	、本市の財政援助出資	団体へ派遣されてい	る市職員への給与の	
	支給方法を市から	の直接支給へ変更する	5.		
取組事項	また、支給期ごとに期末手当の支給月数を定める時限条例を制定していた方法				
	を改め、武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例等を改正し、条例に職員の関				
	末手当支給月数を	規定する。			
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
十八司四	実施	\rightarrow	${\longrightarrow}$	\rightarrow	

事 業 名	広聴の充実及び広聴と広報の連携の推進
担 当 課	市民活動推進課、秘書広報課、各課
	日常的に寄せられる多様な市民の声を真摯に聴き、的確な対応をしていくため
	に必要な体制を引き続き保持するとともに、円滑な対応が行えるよう関係部署と
	の緊密な連携を図るなど、充実した広聴の体制を整える必要がある。
無時. 日份	また、適時適切な情報を市民に届け、かつ市民の多様なニーズ等を的確に把握
課題・目的	するために、様々な手法や機会を設けて広聴の充実を図ることが、行政と市民と
	が情報を共有することにつながり、結果として市政への信頼向上を実現する。
	市民と市の情報共有をより活発にするため、広聴と広報がそれぞれの課題や目
	的を共有し、連携する必要がある。
	引き続き市民と市長のふれあいトークを実施するとともに、広聴の充実とし
	て、これまで4年に1回実施してきた市民意識調査と毎年実施してきた市政アン
克如 東西	ケート調査を令和2年度から隔年で交互に実施し、多様な市民ニーズの把握に努
取組事項	める。
	また、市民への情報提供のみならず、市民からの情報提供を受け付けることが
	できるSNSの活用を進めるほか、広聴・広報部門間の課題共有・情報交換を適

	う。 さらに、タウン	さらに、タウンミーティングや市長への手紙、市政アンケートなど、あらゆる 広聴の機会において、市民ニーズの的確な把握に努め、市民の要望に迅速かつ的				
	確に対応できる体 令和3年度	制づくりを引き続き行 令和4年度	テう。 令和 5 年度	令和6年度		
年次計画	市政アンケート 調査及び市民と 市長のふれあい トークの実施	市民意識調査及び市民と市長のふれあいトークの実施	市政アンケート調 査及び市民と市長 のふれあいトーク の実施	市民意識調査及び市民と市長のふれあいトークの実施		
	広聴及び広報の 連携実施	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow		

事 業 名	シティプロモーシ	ョンの推進				
担当課	秘書広報課、企画	調整課、各課				
	市民や来街者の社会経済活動の活性化を通じた市の持続的な発展を図るため					
	に、本市の魅力・化	固性を再確認し、それ	らの魅力・個性を効	果的に発信するシテ		
課題・目的	ィプロモーション	を行うこととあわせて	て、シビックプライト	ドの醸成を図る。		
	また、来街者や軸	云入予定者などの多様	な対象者へのシティ	プロモーションのあ		
	り方を定め、市の	強み・魅力・政策効果	と 彰略的・効果的に	発信していく必要が		
	ある。	ある。				
	市の魅力・個性・強みを、まちの様態や市の実施する施策から分析し、今後プロモーション活動において、発信すべきテーマを設定する。 プロモーション活動を行うにあたり、市民・来街者等の多様な主体に対して、					
取組事項	それぞれのプロモ	ーションのあり方を	倹討し、本市における	シティプロモーショ		
	ンに関する基本的	な方針を策定する。				
	プロモーション	活動の実践においてに	は、様々な広報媒体を	と活用するとともに、		
	新たな発信手法に	ついても検討を行う。				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
	プロモーション	プロモーション活		プロモーション活		
年次計画	活動のあり方な	動の試行的取組み	→	動の試行的取組み		
	ど基本的な方針	の開始	,	の評価		
	の検討・策定	V		▼クロギ Щ		

事 業 名	武蔵野市ふるさと	応援寄附を活用したす	市の魅力発信及び地域	成の産業振興
担当課	産業振興課			
課題・目的	本市においては 財源確保」という サイト(ふるさと を開始した。 開始当初は、27 での半年間で389 本市を含め、都に 億単位であるのに 額所得者が優遇さ 人住民税控除で負 また、全国の自	3 つの基本コンセプ チョイス) や返礼品を 団体から 108 品目の 件、15,010 千円の寄 内の自治体の多くはを 対し、寄附受入額はこれる点やワンストッ 担している点など、制 治体では、地場産品基	「地域産業振興」、「市トを掲げ、令和元年」を活用した「武蔵野市を活用した「武蔵野市を活用した「武蔵野市を込れ品の登録がありいかあった。このと納税による流に億円に満たない状況で、では関連にある。これででは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、	の月1日からWEB 5ふるさと応援寄附」 、令和2年3月末ま ご出額(税控除額)が こである。さらに、高 所得税控除分まで個 こままである。 あることや、事業者
取組事項	つ明瞭な管理運用を行うことが求められる。 3つの基本コンセプトに基づき、返礼品の登録団体数と品目数を増やしつつ、 WEBサイトの活用や広告等による市外に向けたPRを充実させることで、寄附 件数や寄附金額の増加に努める。 返礼品の受発注や寄附受領証明書の発行等の業務を委託する事業者について は、3年毎にプロポーザルを実施し選定する。 また、寄附金の使い道における2つの事業指定については、ふるさと応援寄附			
年次計画	令和3年度 委託事業者の 再選定 新規事業者の開 拓(街の魅力向 上に向けた取組 み)	令和4年度 新規事業者の開拓 (街の魅力向上に 向けた取組み)	令和 5 年度 →	令和6年度 委託事業者の 再選定 新規事業者の開拓 (街の魅力向上に 向けた取組み)

② レジリエンスの向上とチャレンジしやすい組織風土の醸成

②-ア 社会の変化、新たなニーズに柔軟かつ適切に対応できる組織づくり

事 業 名	様々なリスクに備	えた体制の強化		
担当課	総務課、人事課			
	市政運営上のリスクは、自然災害や感染症、サイバー攻撃等外的な要因による			
	もののほか、内部	の事務処理の誤り等、	多岐にわたる。	
課題・目的	リスクの早期発	見及び発生防止に向け	けて、現在行っている	取組みを継続すると
	ともに、その内容や	や方法について適宜見	L直しを行い、リスク	に係る管理体制をよ
	り一層強化していく必要がある。			
	庁内委員及び外部有識者で構成するリスクマネジメント委員会を設置し、委員			
	会が中心となり、市政運営上のリスクに対する具体的な対応策について検討す			
取組事項	る。リスクの種類は多岐にわたるため、委員会は年度ごとにテーマを絞って検討			
	を行う。委員会では	の検討内容を基に、全	:庁的にリスクの軽減	に繋がる取組みを適
	宜実施し、市全体	のリスク体制の強化に	こつなげていく。	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	令和2年度の検	ギャ カテーフ!この		
年次計画	討についてのま	新たなテーマにつ		
	とめと新たな	いての検討と 対応策の実施	<u>→</u>	
	テーマ設定	対応界の表地		

事 業 名	業務継続計画(BCP)の点検・見直し及び受援計画の策定				
担 当 課	総務課、人事課、防災課				
	近年の異常気象	や全国各地の地震の状	犬況、新型コロナウイ	ルス感染症の流行な	
	どを鑑みると、震災	災など重大な出来事か	び発生しても、組織が で	事業を継続できるよ	
課題・目的	う、対応手順や各類	業務のマニュアル等を	と継続的に点検し、見	直しするほか、BC	
	Pに基づいた訓練	Pに基づいた訓練などを行う必要がある。			
	震災対応型BCPについては、地域防災計画と連動しているため、令和3年度				
	の地域防災計画の改定とあわせて改定を行う必要がある。				
	震災対応型BC	震災対応型BCPについては、より実効性のある計画となるよう、災害時の各			
取組事項	課の優先業務の選	定及び職員体制につい	いても見直しを行う。		
以 科 争 均	受援計画につい	ては、災害発生時等	の職員だけでは対応	できない事態を想定	
	し、外部からの人員や物資の受け入れ体制を整理したうえで策定を行う。				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
年次計画	震災対応型	- 四坪社画の学学			
	BCPの改定	受援計画の策定			

事 業 名	情報セキュリティ	対策の強化			
担 当 課	情報管理課				
	今後も高度化・コ	巧妙化するサーバ攻퇔	との脅威への対応が求 しゅうしゅう かんかん かんかん かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしゅう かんしゅ かんしゅ かんしゅん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん しゃ かんしゃ しゅん しゃ	ばめられる。また、ク	
	ラウドシステムや	A I・R P A などの先	端技術に対する情報	セキュリティについ	
課題・目的	て研究する必要が	ある。			
	個人情報の流出	や業務継続を困難に	するリスクを未然に防	方ぐことにより、常に	
	安全な市民サービ	スの提供が可能な環境	竟の確保が必要である	0,	
	インターネット	と庁内ネットワーク	との分離や東京都情	報セキュリティクラ	
	ウドの利用により	、引き続きインター	ネットからの脅威に対	けする対策を行う。	
	個人情報の保護を第一に、個人情報を取り扱う市職員に対する、情報セキュ				
取組事項	ティ研修や、情報セキュリティ内部監査を通じて、情報安全対策の強化・徹底を				
以 和 争 垻	図る。				
	庁内のシステム	とインターネットを含	分離する「セキュリラ	「ィ強靭化システム」	
	の更改を行う。				
	先端技術に対応したセキュリティポリシーの検討・改定を行う。				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	セキュリティ				
年次計画	ポリシー見直し	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	
, , , , , ,		セキュリティ強靭	セキュリティ強靭		
	_	化システム更改	化システム運用	\rightarrow	
		16ングノム史以	16ングノム連用		

事 業 名	組織のあり方の検討				
担当課	企画調整課				
	新たな公共課題	や多様化する市民ニー	ーズに的確に対応する	ため、分野横断的な	
	連携と柔軟で的確	な対応ができる組織体	本制・事務分掌を整え	る必要がある。また、	
課題·目的	今般の新型コロナ	ウイルス感染症の流	行など突発的に発生で	する事象や業務の繁	
	忙期における臨時的な需要に対して機動的な人員配置を行うことで、組織内の業				
	務の偏りを互いに補い合うことができる体制の整備が必要である。				
	各課への調査やヒアリング等、内部の調整を行いながら、第8次職員定数適正				
	化計画(仮称)と	を合を図りつつ、時代	や市民のニーズに応	じた組織や機構の見	
取組事項	直しを進める。				
	組織編成に際し	ては、組織を横断した	連携を取りやすい体質	制となるよう検討す	
	る。また、機動的な業務執行体制の整備についても随時検討する。				
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
十 次 計 画	実施	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	

事 業 名	職員定数適正化計画の実施			
担 当 課	人事課			
	これまで、平成	8年度からの7次にね	ったる職員定数適正化	計画により、821人
	(令和2年10月野	見在)の職員定数を削	減してきた。しかし	、現在においても人
課題・目的	口あたりの職員数	は多摩地域 26 市中 3	位と依然多い状況に	ある(定員管理調査:
	平成31年4月1日現在。消防・病院部門を除く)。業務効率化と公共サービスの			
	質の向上を両立させるため、適正な職員定数の管理を行う。			
克如 東西	第8次職員定数	第8次職員定数適正化計画(仮称)に則り、職員定数を適正な水準に保ってい		
取組事項	<.			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年次計画	第8次定数		,	炒出車の炒料
	適正化実施	\rightarrow	\rightarrow	次期計画の検討

②-イ 多様性を生かしたチャレンジしやすい組織風土の醸成

事 業 名	個々の適性を生か	す人事制度の構築				
担 当 課	人事課					
	高度化・複雑化で	高度化・複雑化する課題に適切に対応していくためには、職員の見識を広めな				
	がら専門性を強化	していく必要がある。	今後とも職員個々の	能力、モチベーショ		
	ンを最大限発揮し	ていくことができる約	組織とするために、ジ	ョブローテーション		
課題・目的	期間終了後に、個々	々の能力や適性を見極	返める機会を設け、よ	りそれらを生かした		
	配置を行うことが	必要である。また、-	一般事務職については	は、平成 26 年度から		
	複線型人事制度(エキスパート職員配置	置制度)を導入し、自	身が主体的にキャリ		
	アプランを描き、	選択できることとし ^っ	ているが、活用促進が	ぶ課題となっている。		
	ジョブローテーション期間が終了する職員に対して能力と適性を見極めるた					
	め、キャリアデザ	め、キャリアデザイン研修や人事課による面談等の取組みを行いながら、個々の				
取組事項	能力やモチベーションを十分に発揮できる職場配置を行う仕組みについて検討					
以 科 争 均	を行う。					
	エキスパート職	員配置制度について、	ICT分野や生涯学	習部門などの専任分		
	野や対象職員の拡大等、制度の拡充を検討する。					
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
	ジョブローテー	ジョブローテーシ	個々の能力やモチ			
年次計画	ション期間が終	ョン期間が終了す	ベーションを発揮			
十 次 訂 四	了する職員への	る職員への面談の	できる職場配置を	\rightarrow		
	面談の実施	実施	行う仕組みについ			
	エキスパート職	新たなエキスパー	て再検討			

員配置制度の拡	ト職員配置制度の	
充検討	運用開始	

事 業 名	活発なコミュニケーションが生まれる組織風土の醸成						
担当課	人事課、総務課、情報管理課						
	多様な能力や価	値観をもった人材をき	チームマネジメントし	ていくためには、よ			
	り高度で活発な職	員間のコミュニケー	ンョンを生み出す必要	見がある。			
課題・目的	また、所属をまた	こがるプロジェクトな	どの情報共有は主に	電子メールを使用し			
	ており、職員が持	つスキル等の情報を	共有する場が少ない。				
	ICTを利活用	した業務や意思決定の	の効率化、情報共有等	の促進により、職員			
	のワークライフマ	ネジメントを支援し、	生産性の向上を図る	が必要がある。			
	「対話」を中心としたコミュニケーションスキルの向上を図るため、「ダイバ						
	ーシティマネジメントに関する研修」や「ファシリテーションや対話を中心とし						
	たコミュニケーションスキルに関する研修」を実施する。						
取組事項	また、職員間のさらなる情報共有を推進するため、ビジネスチャットの仕組み						
	などを考慮した新グループウェアなどの導入について検討する。						
	その他、活発なコミュニケーションを図ることができるようICTの活用を検						
	討する。						
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
年次計画	各種研修の実施	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow			
I DO HI EL	グループウェア 更改	ICT活用検討	\rightarrow	→			

③ 新たな価値を創出する人材の確保・育成と活躍できる環境づくり

③-ア 多様な人材の確保・育成の強化

事 業 名	一般技術職・専門職の確保と体系的な人材育成					
担当課	人事課、総務課					
課題・目的	生産年齢人口の減少により、人材の確保がより困難になることが予想され、絶対数が少ない一般技術職・専門職については、今後継続的・質的な確保が課題となる。また、一般技術職・専門職は、現場で技術を深める機会の減少等により、専門能力の育成が困難となってきている。					
取組事項	高度化・複雑化する課題に的確に対応できる人材を確保するための効果的な広報手法の検討や実践のほか、採用時期の見直しなど、辞退者を減らすための取組み等の検討を行う。また、必要に応じて募集職種や年齢層の拡大等の検討を行う。一般技術職については、求められる技術力を踏まえた技術職研修プログラム(仮称)を試行実施し、検証を経て本格実施を検討する。また、職場でのOJTに加え、先輩職員を講師とする庁内研修、外部機関での研修等を行う。保健師については、求められる能力を踏まえた体系的な育成プログラムを作成し、試行実施、検証を経て本格実施する。その他の専門職(保育士等)の育成については、各職種に求められる能力を踏まえた育成を行う。					
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
年次計画	人材確保の取組み の検討及び実施・ 技術職等の研修プ → → → ログラムの検討 及び実施					
	専門職の育成・複線型人事制度の検 討・外部派遣研 修の検討・年度 研修計画策定	令和3年度の検討 結果に基づく実施 年度研修計画策定	\rightarrow	\rightarrow		

事 業 名	多様な人材の確保と育成
担 当 課	人事課
	一般事務については、例年一定数の応募者は確保できているが、選考途中の辞
課題・目的	退者も多いため、多様な人材確保に向けた取組みを充実させていく必要がある。
	また、障害者雇用については、法定雇用率は達成したが、庁内におけるダイバ

	ーシティ推進の観	点からも雇用を充実さ	させていく必要がある) ₀			
	さらに、公務員	の定年延長を踏まえ7	た高年齢層、60 歳以	降の職員任用のあり			
	方について検討を行う必要がある。						
	多様な人材の確	保のため、民間企業の)採用活動の動向等も	踏まえ、試験の実施			
	時期や採用までの	スケジュール、広報の	のあり方を検討してレ	\< ₀			
	高年齢層、60 歳	 成以降の職員について	は、モチベーション	の維持・向上とベテ			
正如ま存	ラン職員の知見を	最大限活かすことが	できる任用のあり方を	と検討する。			
取組事項	障害者枠を設け	て採用試験を実施する	るとともに、精神障害	者の庁内実習の機会			
	を設けて、職員の	障害者理解の促進を図	図る。				
	自己啓発制度の	充実や利用促進を図る	ることにより、職員の	思考の幅を広げるこ			
	とのできる環境を整える。						
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
	多様な人材確保		→	\rightarrow			
	のための取組み	\rightarrow					
	の検討及び実施						
	定年延長に対応		\rightarrow				
	した人事制度の	\rightarrow		\rightarrow			
	検討						
年次計画							
	障害者の就労に						
	対する理解や合	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow			
	理的配慮の推進						
	自己啓発制度の						
	充実及び利用促						
	進・修学部分休	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow			
	業等の導入研究						

事 業 名	高齢者や障害者本人とその家族を支える人材の確保・育成
担 当 課	地域支援課、高齢者支援課、障害者福祉課
	団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年に向けて、専門職及び地域の担い手の
	人材育成と確保が課題であり、「地域包括ケア人材育成センター」を設置した。
	社会全体では介護の仕事への理解が乏しく、介護従事者のモチベーション向上
課題・目的	につながる要因は十分ではない。
	また、「武蔵野市介護職員・看護職員等実態調査報告書」では、事業所が介護
	職員の確保に関して市に求める支援として、地域住民を対象とした介護や介護の
	仕事への理解促進、小中学校等の児童・生徒を対象とした介護や介護の仕事の理

	解促進などが挙げられている。					
	武蔵野市におけ	る福祉人材の発掘・着	&成・育成・定着を推	進するため、令和2		
	年度より即戦力となる潜在的な有資格者の再就職や福祉分野への新たな就職に					
	対する支援策として「介護職・看護職 Re スタート支援金事業」を実施している					
	が、引き続き人材の	の発掘・確保に取り組	stひとともに、市内で	働く介護職の定着支		
	援を行う必要があ	る。				
	「地域包括ケア人材育成センター」の4つ機能(活かす、育てる、支える、					
	なぐ)を活かし、総合的な福祉人材の確保、育成事業を拡充する。また、即戦力					
	となる潜在的な有資格者の再就職や福祉分野への新たな就職に対する支援を行					
	う。					
取組事項	永年従事者表彰や先進的事例の共有等を行う「ケアリンピック武蔵野」の継続					
	などにより、介護や介護の仕事の理解促進、介護職員のモチベーション向上につ					
	ながる取組みを行う。					
	若手職員の離職防止や定着支援、小中学生など早い段階からの福祉の仕事への					
	意識啓発などに取	組む。				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
年次計画	実施		評価・見直し	新たな取組事項		
	天旭	\rightarrow		の実施		

事 業 名	保育人材等の確保・育成					
担 当 課	子ども育成課、子ども家庭支援センター					
	市内には保育所、認定こども園、地域型保育事業、認証保育所あわせて約 70					
	の保育施設があり、女性就業率の上昇や幼児教育・保育の無償化等に伴い、今後					
	も保育需要は増えることが見込まれる。良質な保育を提供するためには、待機児					
	童ゼロの維持と同時に保育の担い手である保育人材の確保・育成もあわせて行う					
課題・目的	必要がある。					
	児童虐待・養育困難家庭への支援については、相談件数が増加、課題が困難化・					
	複雑化してきている。また、特別区の児童相談所の設置が進むにつれ、相対的に					
	人員の確保が困難となることが予想される。関係機関と連携し家庭への適切な支					
	援を行うことができる相談員の確保及び育成を進める必要がある。					
	保育の担い手である保育人材の確保については、都と合同実施する就職相談会					
	の実施、保育所における保育実習・子育て支援員研修の受入れを行うとともに、					
	経験の浅い保育士の育成及び潜在保育士の活用に向けた研修会等の実施を検討					
取組事項	する。					
	国や都の制度等を活用しながら、市の補助等の見直しを行うなど、保育士が安					
	定して働き続けられるよう、職場環境や処遇の改善に取り組む。					

	相談員の資質向上を図るため、内部で実施している研修に加え、都主催の研修、						
	外部団体主催の研修に積極的に参加するとともに、人材確保のため、会計年度任						
	用職員の活	用を図る。					
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
	保育人材	研修会等実施	軍権人権の実		研修会等の実		
		の検討、市補	研修会等の実施、市補助等の内容検証と			施と内容検	
		助等の内容検		\rightarrow	証、市補助等		
年次計画		証と段階的				の内容検証と	
午 次 計 画		再編	段階的再編		段階的再編		
		内部研修の実					
		施、他機関主					
	相談員	催の研修への	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow		
		出席					

事 業 名	次世代の地域の担い	ハ手の育成					
担当課	児童青少年課						
	自然災害の甚大体	化や、子どもの安全を	・脅かす事件の発生な	ど、地域の安全の観			
	点から地域住民同	士のつながりの重要性	生が高まっている。一	方で、地域住民同士			
	の関係の希薄化やま	共働き世帯の増加等(こより、地域のための	活動の担い手が固定			
課題・目的	化し、新たな担い	手が不足している。					
	積極的に地域活動	動に参加し、お互いに	支え合うことで地域	を活性化し、一人ひ			
	とりの充実した生活に結びつけていけるような、次世代の担い手の育成						
	れている。						
	次世代の地域活動の担い手像について青少年問題協議会(以下、青少協とい						
	う。) 地区委員会と連携して検討し、検討結果を中学生・高校生リーダー制度へ						
取組事項	反映させる。対象者の拡充や、ボランティアとしての地域活動への参加機会の拡						
	大を通じて、義務教育段階からの地域での主体的な取組みをサポートし、地域団						
	体等との関係づく	りを進める。					
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
	次世代の地域活	松割は囲みらゆり					
年次計画	動の担い手像に	検討結果を反映し た中学生・高校生					
	ついて、青少協	ルーダー制度の	\rightarrow	\rightarrow			
	地区委員会と	拡充					
	連携して検討	1)4.兀					

事 業 名	学童クラブ支援員の人材確保・育成						
担当課	児童青少年	課					
	平成 27 年の児童福祉法改正により、学童クラブで育成にあたる職員の資格等						
	の設置基準	が定められたこと	、児童の対象年齢	が拡大されたこ	と、また周辺自治		
=== 15 □ 44	体では児童	数が増加している	こと等により、支	援員の人数及び資	資質の確保が課題		
課題・目的	となってい	る。					
	入会希望	児童の増加してい	る学童クラブで、	待機児童を出され	ないようにクラブ		
	室を整備し	、あわせて育成に	あたる支援員を確	強保する。			
B 如 本 语	学童クラ	ブ職員の資格取得	及び資質向上を	目的として外部研	肝修の受講を進め		
取組事項	る。また、	支援員の安定確保	のため、職員待遇	見の向上を検討す	る。		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
		国の要綱に定め					
	人材育成	る資質向上研修	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow		
年次計画		の受講					
		昇任試験の実施					
	人材確保	による中堅職員	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow		
		の確保					

事 業 名	質の高い教育を維持するための人材の確保と育成						
担当課	指導課						
	東京都における教員志望者が減少している中、産育休代替教員等の需要も高ま						
	っているため、指	導力の高い教員	を確保する取組	みが必要となる	0		
課題・目的	授業力の維持向	上を図るため、ゐ	研修や指導をより	の充実させる必要	要がある。また、		
	教員の教材研究の	時間を確保する	ことが求められ	ている。さらに	、指導力の高い		
人材を新たに確保するための取組みが求められている。							
	若手教員や産育休代替教員、時間講師等の教員も含め、教員全体の授業力の向						
	上を図るため、教育アドバイザーによる授業観察・支援を実施する。						
取組事項	東京都教育委員会が主催する研修会や指導教諭の模範授業、学術研究団体が主						
	催する研究会、先進的な取組みを行っている公開授業等に教員が参加することを						
	奨励する。						
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
年次計画	アドバイザーに	±±+-			,		
	よる授業支援	実施	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow		
	研究会参加支援	検討	実施	\rightarrow	\rightarrow		

③ーイ 多様な人材が活躍できる環境づくりと担い手の最適化

事 業 名	職員の人事評価の活用					
担 当 課	人事課					
	人事評価制度は	人事評価制度は、職務職責に応じた給与面の処遇とする査定昇給とともに、本				
課題・目的	来の目的である人	材育成・能力向上のな	こめに、より一層活用	できるような見直し		
	が継続的に必要で	ある。				
	被評価者の評価	結果への納得度を高る	め、効果的な人材育成	を行うために、目標		
	設定・面接研修および評価者訓練内容の見直しを検討する。					
取組事項	人事評価データを蓄積・分析し、職員配置や人材育成により効果的に活用する					
	ため、人事評価シ	ステムの導入を検討	する。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
	目標設定研修等		新たな目標設定等			
年次計画	の見直し検討		の導入、運用	,		
	人事評価システ	\rightarrow	人事評価システ	\rightarrow		
	ム導入の検討		ム導入、運用			

事 業 名	職務・職責に応じた人事・給与制度の推進				
担当課	人事課				
	本市職員の給料表	とは、東京都と同様に	5級制である一方、耳	職位は東京都と異な	
	り6級制としており)、同一の給料表上の	の級に係長と課長補佐	左が格付けられてい	
無照 口 46	る。また、職位より	も上位の級に格付け	された職員がおり、	職務給の原則を徹底	
課題・目的	する観点から、あれ	つせて適正化する必要	ヹ がある。		
	また、職員の努力と成果を給与へ反映させ、努力が報われる給与制度をより推				
	進する必要がある。				
	課長補佐のあり方および級格付者の取扱いなど、職務・職責に対応した人事・				
取組事項	給与制度の検討を行い、適正化を図る。課長補佐以下に対しては、勤勉手当への				
	成績率導入を進める) 。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	課長補佐のあり				
	方、級格付者の取	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	
年次計画	扱い検討、実施				
	勤勉手当への成績	勤勉手当への成績			
	率の導入の検討	率の導入	\rightarrow	\rightarrow	
	, and a south	1			

事 業 名	心身ともに健康で、多様かつ柔軟な働き方を支援する制度の検討				
担 当 課	人事課				
	ワーク・ライフ・	バランスを重視した	働き方を推進するた	めには、職員の子育	
	て期や中高年期など	ごのそれぞれのライフ	'ステージや、職員個/	々の価値観やライフ	
\$H H5 □ 44	スタイル等に寄り湯	える多様な働き方を	選択肢として設ける	ことが必要である。	
課題・目的	その一方で、市役所	開庁時間に職員が不	足するなどの市民対	応への影響や、個人	
	情報の取扱い、その	他費用対効果などの	課題があるため、課題	題の洗い出しや対応	
策の検討、効果の検証結果などを踏まえながら進めていく必要				要がある。	
	第二次特定事業主行動計画後期計画に基づき、職員一人ひとりのワーク・ライ				
	フ・バランスの実現を推進する。				
取組事項	既存の制度の見直しを図るとともに、育児短時間勤務や高齢者部分休業制度等				
	の導入などを検討する。また、時差勤務の効果等の検証を進め、本格実施も見据				
	えた検討、テレワークやフレックスタイム制などについても調査・研究を行う。				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	時差勤務の試行継		時差勤務の本格導		
年次計画	続、効果検証		入と実施		
一 午 伙 訂 画	テレワーク、フレ	テレワークの試行			
	ックスタイム制等	プレリークの試1] 実施	\rightarrow	\rightarrow	
	の調査、研究	天.肥			

事 業 名	超過勤務時間縮減に向けた取組みと年次有給休暇等の取得促進
担当課	人事課
	平成 28 年度から 30 年度にかけて、一人あたりの年間超過勤務時間数を 31.1
	時間縮減することができたが、令和元年度から増加傾向にあり、特定事業主行動
無昭 日 44	計画に掲げる目標値(一人あたりの年間超過勤務時間数の目標値:150時間)を
課題・目的	達成するには程遠い状況にある。
	年次有給休暇については、どの職員も年間 10 日以上の取得ができる職場を目
	指しているが、未達成者が 200 人以上いる状況が続いている。
	超過勤務時間の上限設定による長時間労働の是正などの取組みを実施する。超
	過勤務時間の縮減のため、各課の実態把握と原因分析を行う。また、超過勤務時
	間縮減の好事例の庁内での共有や超勤が多い職員とその所属長へのヒアリング
取組事項	等の取組みを実施し、より効果的な取組みについて検討していく。
以 科 争 垻	年次有給休暇の取得促進のため、YY月間の推奨などを実施し、計画的な有給
	休暇取得に向けた各課への働きかけを行う。所属長に所属職員の休暇取得状況を
	周知し、職員への休暇取得を促すとともに所属長自ら率先して休暇を取得するよ
	う働きかけを行う。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	実態把握、分析の			
年次計画	継続			
	新たな取組みの	,	\rightarrow	\rightarrow
	検討、実践			

④ 未来に必要な投資を行うための堅実な財政運営

④-ア 限られた経営資源(人材、組織、財務)を最大限活用し、健全な財政運営 を維持するための体制強化

事 業 名	事務事業見直しの仕組みの構築と推進				
担 当 課	企画調整課、各課				
	行政に対する市	民ニーズはより一層神	複雑化・多様化してき	ている。一方で、人	
細照、日份	的資源や財源等、活	舌用できる経営資源に	こは限りがある。そこ	で、既存の施策の戦	
課題・目的	略的な見直しと転	換によって、より優先	度の高い施策に経営	資源を配分していく	
	必要がある。				
	新しい行政課題	に積極的に取り組んで	でいくために、分野を	超えた全体的な視点	
取組事項	から既存の施策や事務事業の必要性や優先度を検証し、中止や廃止も含めた見直				
以 科 争 垻	しを効果的に進めるための考え方と手続きの流れについて令和2年度に検討し、				
	事務事業見直しの新たな仕組みを構築・実施する。				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
年次計画	新たな仕組みを				
	実施	7	7	7	

事 業 名	入札及び契約制度適正化の更なる推進					
担当課	管財課					
	入札・契約制度をめぐる環境は、近年大きく変化してきている。このため、公					
	共調達は良質・安価	iな調達であることに	加えて、適正な労働類	環境の確保など社会		
	の多様な要求に応え	こることが必要となっ	ている。こうした社会	会の要求に応えるた		
課題・目的	め、透明性・競争性	を考慮しながら契約	制度適正化の更なる	推進が必要となって		
	いる。					
	また今後予定している学校施設の建替え等、大規模な工事に向けて適切な発注					
	方法の研究を行う。					
	総合評価方式、J	V等市内業者の活用	、入札時期の平準化	、談合防止対策等の		
取組事項	入札や契約に係る制	度の見直し・検討を	行う。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
	総合評価方式の見					
年次計画	直し、JV等市内	 入札・契約制度適				
1 2 1 1	業者の活用方法の	正化に向けた検討	\rightarrow	\rightarrow		
	検討					
	10044					

事 業 名	広告収入等の拡大に関する検討				
担 当 課	財政課、秘書広報課				
	生産年齢人口の減少が見込まれ、歳入の大幅な伸びは見込まれない。一方で				
	少子高齢化に伴う社	上会保障関係費等の伸	び、都市インフラやな	公共施設の老朽化へ	
課題・目的	の対応、安全・安心	なまちづくり施策な	ど、多額の経費が必要	要となる。健全財政	
	を維持しつつ、より	質の高い行政運営を	行うため、市税以外の	の歳入確保の手段と	
	して引き続き広告収	双入等の拡大を検討す	る必要がある。		
	公共施設やパンプ	フレットへの広告を排	掲載して広告料収入を	を得る取組みを継続	
	する。また、各課が活用するホームページ等へのバナー広告の掲載について、市				
	ホームページに広告掲載する場合の現在の仕組みを参考にしながら、事業内容に				
取組事項	即した広告掲載の導入を図る。				
	加えて、事業者等へ向けたシティプロモーションの取組みの一環として、市の				
	発行物等への広告掲載のメリット等を効果的に発信することで、広告収入の継				
	続・拡大を図る。				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	予算編成過程にお				
年次計画	ける広告収入の活			\rightarrow	
	用の検討及び	,	,	ŕ	
	予算化				

事 業 名	適正な受益と負担の検討				
担 当 課	財政課				
	施設使用料をはじめとする行政サービスの使用料や手数料の設定にあたって				
細胞 口份	は、受益者負担の公	公平性の観点から、受り	ナるサービスに応じた	- 負担を求めていく。	
課題・目的	既に設定されて	いる料金についても	倹証し、適正な料金設	定に向けて検討して	
	いく必要がある。				
	4年ごとに全面	的に検証を行うと同	寺に、必要に応じて随	時見直しを行い、適	
取組事項	正化を図る。令和	2年度に予定していた	- 一斉検証は、新型コ	ロナウイルス感染症	
	の影響を勘案し、乳	実施を見送ることとし	たため、適正な判断が	ぶできる時期に行う。	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
年次計画	随時検証	全面的な検証作業	全面的な検証作業 結果の反映	随時検証	

事 業 名	国民健康保険財政健全化計画の実施					
担当課	保険年金課					
	平成30年度の国保制度改革により、新たに国保の保険者として財政運営の主					
	体を担うこととな	った都の運営方針に基	基づき、決算補填等を	目的とする法定外一		
	般会計繰入(赤字)	繰入)の計画的・段降	皆的な削減・解消をす	「べく、『第1期武蔵		
	野市国民健康保険	財政健全化計画』を含	合和元年 10 月に策定	した。計画期間が令		
	和2年度から始ま	る8ヵ年の計画におい	いて、「1人あたり削	減・解消すべき赤字		
	額の 50%を削減(1 人あたり赤字額 19	,705円)」することを	を目標とする。		
	国保運営協議会	の意見を踏まえ、第1	」期(第1次)の計画	として"8ヵ年で半		
	減"と策定した。	今後8ヵ年の後半にあ	ったる第1期(第2次)計画や第2期計画		
	の検討・策定にあ	たり、計画の適切など	生捗管理が必須である	00		
課題・目的	計画の初年度に	あたる令和2年度には	おいては、新型コロナ	ウイルス感染症の脅		
	威に見舞われ、緊	急事態宣言下におけ	る対応のなかでの社会	会経済的な打撃を含		
	め、国民健康保険制	川度を取り巻く環境に	おいても大きな影響	を被ったと考えてい		
	る。現時点で想定で	できない部分が多いも	のの、直近では令和	3年度の国民健康保		
	険税の算定ベース	となる令和2年中の記	果税所得額は大きく洞	は額するほか、その影		
	響については注視	していかなければなり	らない。			
	計画中において	「経済情勢の悪化や大	規模な制度改正等と	いった制度を取り巻		
	く環境に変化が生	じた場合は、計画期間	引中においても随時見	直しを図る」として		
			向けた保険税率の改	定とともに、計画自		
	体の見直しを含め	た検討を行う必要がる	ある。			
			保険税率の設定や税	の徴収強化、国・都		
取組事項)補助金・交付金の獲				
	「歳出の適正化」:保険給付の適正化、データヘルス計画に基づく保健事業の					
		実など				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
年次計画	1人あたり赤字削減目標	1人あたり赤字削減目標	1人あたり赤字削減目標	1人あたり赤字削減目標		
	400 円	4,500 円	400 円	4,500円		
	(累計額 4,900 円)	(累計額 9, 400 円)	(累計額 9,800 円)	(累計額 14,300円)		

事 業 名	都営水道一元化の推進
担 当 課	水道部総務課
	本市の水道事業は、全国の中小規模水道事業者と同様に、給水収益の減少や、
## BZ □ AA	施設の更新、自然災害への対応などの課題が顕在化しており、将来にわたり安全・
課題・目的	安心な水道供給の持続性を高めるため、都営水道一元化を目指した取組みを推進
	する必要がある。

	東京都と市による一元化の正式な協議を行えるかどうか判断していくための					
あ 如 す 佰	検討会の進捗を図	るとともに、一元化に	あたっての課題や財	政調整等の課題につ		
取組事項	いて庁内調整等を	いて庁内調整等を進める。				
	また、一元化までの間に、水道経営の健全化に取り組み、水の安定供給を図る。					
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
年次計画	検討会を実施	一元化に向けた		甘木物学の始生		
		協議・調整	\rightarrow	基本協定の締結 		

④ーイ 公共施設等の再構築と市有地の有効活用

事 業 名	公共施設等総合管理計画の推進					
担 当 課	資産活用課、各課					
	これまでに整備してきた公共施設及び都市基盤施設(以下「公共施設等」とい					
	う。) の老朽化が進	はみ、今後大量に更新	時期を迎え、多額の	費用負担が生じる。		
	また社会情勢の変	化に伴い公共施設等	に対するニーズ変化。	への対応も重要であ		
無 昭 口 仏	る。					
課題・目的	将来にわたり健	全な財政運営を維持で	するとともに、安全で	時代のニーズに合っ		
	た公共施設等を整	備・提供していくため	5、公共施設等総合管	理計画に基づき、横		
	断的な調整を図り	ながら、計画的に個々	の施設の維持・更新	に取り組む必要があ		
	る。					
	公共施設等総合	管理計画の改定作業に	こ取り組む。改定にあ	たっては、PDCA		
	をまわすための目標設定や、充当可能な財源確保の仕組みなど、さらなる検討を					
	進めていく。					
B 如 本 语	次期公共施設等総合管理計画に基づき、各施設のサービスのあり方を含め幅広					
取組事項	く市民との合意形成を図りながら、分野ごとの類型別施設整備計画を改定し、当					
	該計画に沿った施設整備を推進する。					
	第七期長期計画	の策定を見据え、プロ	ジェクトを設置し、	当該計画期間中に改		
	修等が必要な施設の抽出・調整を行い、具体的な検討を進めていく。					
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
左发到面	計画改定作業	実施				
年次計画	類型別施設整備	類型別施設整備計	\rightarrow	\rightarrow		
	計画改定	画改定				

事 業 名	既存公共施設の計画的な保全・改修の推進				
担 当 課	施設課				
	昭和 30 から 40 年代に整備してきた公共施設の老朽化に伴い、公共施設等総				
	合管理計画に定め	る耐用年数 60 年まで	の間、計画的に保全	整備を実施する必要	
	性が高まっている。				
課題・目的	従来からの劣化点検を継続するとともに計画的な予防保全、効率的な大規模改				
	修の実施により施	設の安全性や利便性の	の向上を図りながら、	財政支出の平準化、	
	適正な建物維持保全を行っていく。				
	施設の劣化点検及び施設定期点検結果等により建物の劣化状況の把握に努め				
正如ま 在	必要な保全整備をすると共に、大規模改修が必要な施設は、公共施設等総合管理				
取組事項	計画による類型別施設整備計画を踏まえた整備計画を定め、建築・設備の更新を				
	行っていく。				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
年次計画	保全改修計画 (整備計画)の 策定	整備計画の実施	\rightarrow	\rightarrow	

事 業 名	未利用地・低利用地の有効活用に関する基本方針の見直し及び市有地の有効活用						
担当課	資産活用課						
	市が所有する土地・建物のなかには、利活用計画が決まっていないなどの理由						
	から長期間維持管理を続けている未・低利用不動産があり、当該不動産の維持管						
	理に係るコストや、本来あるべき市街地環境の形成が図れないばかりか、得られ						
無照 口 46	るべき固定資産税等の歳入の機会を逸しているという課題がある。						
課題・目的	また、寄附により取得した建物は、劣化が進行し、破損による周囲への影響や						
	放火等のリスクがある。						
	これら未・低利用不動産について、定期的に利活用方針を見直し有効活用する						
	ことで、維持管理コストの削減や、歳入の増加を図る。						
	「未利用・低利用地の有効活用に関する基本方針」の見直しを毎年実施する。						
	特に、「売却」に分類された土地については、優先順位及び時期を決定し、順次						
	売却を進める。						
压如丰菇	また、寄附により取得した建物は、定期的な市有建物の巡回から劣化状況を確						
取組事項	認し、毎年の基本方針の見直しにあわせ、処分する建物を選定する。						
	将来的に有効活用する可能性があり保有する土地については、一時的な有料時						
	間貸駐車場として活用するほか、仮設のパブリックスペースの創出により、まち						
	の魅力向上を目指す。						
L							

E W. A. T	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年次計画	検討・実施	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow

事業名	複合的なニーズに	対応する新しい施設	整備の推進		
担当課	高齢者支援課				
	地価の高さ、市域面積の狭さ等から、今後は大規模な土地の確保は容易では				
	く、従来型の介護力	施設を整備していくの	つは困難な状況である	。また、人材確保や	
3m Hz //	事業採算性などの	要因から、計画どおり	のに基盤整備が進んて	ごいない現状がある。	
課題・目的	今後さらに高ま	る医療や介護のニース	ズに対応するため、小	規模で多機能な施設	
	 サービスを始めとする福祉サービスの基盤整備を計画的に進めるため、市有地や				
	都有地などの有効活用や開設事業者への運営費等支援の導入が重要である。				
福祉サービスの基盤整備を計画的に行っていくため、東				都の福祉インフラ整	
	備事業を参考に、本市独自のインフラ整備事業を検討する。また、開設当初は十				
取組事項	分な利用者が見込めず運営が安定しないケースが多いため、開設から一定期間、				
	小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護を新たに開設する事業				
	者への運営費等支	援について検討する。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
年次計画	事業の検討				
, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	・実施	実施	\rightarrow	\rightarrow	
)\n\n				

事 業 名	イーストエリアの市有地を活かした沿道まちづくり
 担 当 課	吉祥寺まちづくり事務所、企画調整課、資産活用課、市民活動推進課、交通企画
15 7 14	課
	吉祥寺のイーストエリアには、暫定的に自転車駐車場として利用されている市
	有地が点在しており、駅至近の商業エリアとしてのポテンシャルを活かしきれて
	いない。また、本町コミュニティセンターは、更新時期ではないものの、エレベ
	ーターがなく、地域活動拠点としてはバリアフリー化されていないことに加え、
	前面道路が拡幅対象となっているため、イーストエリアのまちづくりと一体的に
細胞 口份	対応を検討する必要がある。
課題・目的	以前より地元関係者が中心となり環境浄化活動が行われており、今後も取組み
	を継続していくことでエリアの健全な賑わいと良好な街並みを創出することが
	求められる。
	駅周辺に自転車駐車場用地を新たに確保することは困難であるため、利用状況
	に応じた既存自転車駐車場の利活用と民間との連携を行うことが必要である。
	また、駅周辺に点在する自転車駐車場を目指して走行する自転車が歩行者の安

	全を脅かすものと	 なっているため、歩行		置の適正化を図ろ必		
	要がある。					
	-			8 93 釆街区)や木		
		ンター等の市有地の和				
		公益的機能及びその配	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
	必要とされている	五無可機能及 0 この	出国 守に グーク、因所	味と連切り例がでた		
	- 0	は、これまでの環境浄	ル注動の取組ひめ地	域の関係者の音目笠		
正如書云		トエリアの魅力や価値				
取組事項		ィセンターのバリア		修や移転等の対策を		
	イーストエリアの 	まちづくりと一体的に	こ検討する。			
	自転車駐車場利	用体系再編後の利用料	犬況等の調査を実施し	、その検証と整備目		
	標台数の設定について自転車等駐車対策協議会で検討を行うとともに、民間との					
	連携強化を図る。					
	また、自転車駐車場は、駅中心エリアの外周部に配置するなど、自転車の走行					
	動線及び駅周辺の歩行環境の確保を考慮し、適正配置について検討を行う。					
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
	必要機能の確保及	同左及び関係者との	関係者との協議	,		
	び配置等の検討	協議・調整等	• 調整	\rightarrow		
	本町コミセンバリ					
	アフリー化の検討	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow		
		自転車駐車場の利				
年次計画	自転車駐車場の	用体系再編の実施		自転車駐車場の利		
	利用体系再編の	及び効果検証・		用体系再編の効果 		
	実施及び調査・	整備目標台数検	\rightarrow	検証・整備目標台		
	自転車駐車場の	計・自転車駐車場		数検討・自転車駐		
	適正配置の検討	の適正配置の検討		車場の適正配置の		
	及び選定	及び選定		検討及び選定		
		从 U 选比				

事 業 名	吉祥寺東町一丁目市有地利活用
担 当 課	資産活用課
	福祉目的で遺贈を受けた吉祥寺東町一丁目市有地は、取得から一定年数が経過
課題・目的	し、早期の利活用が望まれている。取得経過を踏まえ、「地域に愛される場」の
珠越•日的	設置を目指し、平成30年度より地域ワークショップ及び検討委員会にて検討を
	重ねてきたが、利活用の実現に向け、さらに検討を深める必要がある。
	武蔵野市吉祥寺東町1丁目市有地利活用検討委員会報告書にて示された「食と
取組事項	相談を通して多世代の結びつきと支え合いを地域に広げる場」のコンセプトを実

	現するため、庁内検討委員会を設置し、運営主体や手法、施設規模等についてさ				
	らに検討を深める。				
	検討にあたっては、上記コンセプトに加えてコロナ禍の影響を踏まえた新たな				
	視点を取り入れるとともに、公民連携やクラウドファンディングなどの手法につ				
	いて調査し、持続可能な施設運営の仕組みを構築することを目指す。				
	令和6年度				
年次計画	细敏	宁内投剥禾昌	事業者選定	設計調整	
	調整	庁内検討委員会	又は基本設計	又は実施設計	

事 業 名	体育施設の計画的な整備更新					
担当課	生涯学習スポーツ課					
	総合体育館、温水プール棟、プール管理棟などの体育施設は築 30 年以上が経					
	過し老朽化が進	んでいる。				
	総合体育館に	ついては、躯体は	はほぼ健全な状態	であるが、一部の	配管に関して	
	は腐食、減肉、付	寸着物の堆積が確	認されたため、西	配管の全体的な改	修を総合的に	
\$H HZ □ 44	計画し、実施す	る必要がある。外	壁タイルは浮き	や剥離が生じてお	らり、一部では	
課題・目的	劣化が進んでい	る状況が考えられ	ıる。			
	温水プール棟	とプール管理棟に	は、躯体、配管とも	に深刻な劣化は	見られないが、	
	継続的に使用す	るにはトップライ	イト(可動式屋根	:)、動線、バリア	フリー、換気	
	などの諸課題が	ある。屋外プール	/については、使月	用していた井戸が	経年劣化で使	
	用できなくなっ	たため、上水道を	を当面使用する。			
	総合体育館の	外壁タイルは、录	離による落下を	防止するため、令	和3年度に工	
	事に着手する。	長期の休館を伴	う給排水管や電気	気設備などの大規	模な改修工事	
	は、令和3年度	から基本計画の第	度定に入る。あわ	せて内装改修、機	能改善、利便	
取組事項	性の向上を目的	とした改修も同時	寺に行う。			
	温水プール・屋外プールは、継続的に使用するには大規模な工事が必要なこと					
	から、令和3年月	度に行う次期スポ	ペーツ振興計画の	策定の際に温水ス	プール・屋外プ	
	ールのあり方を	検討する。				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
年次計画	総合体育館	外壁等改修工 事着工 改修工事基本 計画の策定	外壁等改修工 事完了 改修工事基本 設計・実施設 計の策定着手	改修工事実施 設計の終了	改修工事	
	温水プール・ 屋外プール	あり方検討	_	_	_	

事 業 名	公共施設におけるエネルギーの効率的な活用の推進				
担 当 課	環境政策課				
	地球温暖化がますます深刻さを増していることから、温室効果ガス削				
	く影響する建築物の環境負荷低減に取り組む必要がある。平成 27 年に愛				
	エネルギー消費性	能の向上に関する法律	聿が制定され、本市も	民間建築物に対する	
課題・目的	建築物環境配慮指	針を平成 29 年度に制	定した。		
	今後予定してい	る公共施設の再構築に	こ向けて、公共施設の	環境配慮基準を設定	
	し、民間の開発・建設の模範となるよう積極的に建築物の省エネ化・スマート化				
の推進を図る必要がある。					
	公共施設におけるエネルギーの効率的な活用を推進するため、公共施設のエネ				
取組事項	ルギーに関する適	切な基準を設定し、今	後改築、建設を予定	している公共施設全	
	般に適用する。				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	公共施設におけ	ハ北切りアナッチフ			
年次計画	る効率的なエネ	公共施設における			
	ルギー活用基準	効率的なエネルギ	→	\rightarrow	
	設定	一活用基準運用			

事 業 名	公園緑地の整備・リニューアルと魅力を高める利活用
担当課	緑のまち推進課
課題・目的	オープンスペースである公園緑地は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、 災害時の避難場所や心身の健康維持などの機能が改めて注目されている。平成 31年3月に改定した「緑の基本計画 2019」の考え方に基づき、それぞれの公園 緑地がもつ機能や特性を地域間で補完し、体系的で効率的な公園緑地事業を展開 することが求められている。 公園・緑地のリニューアルについては、令和2年3月に改訂した「公園・緑地 リニューアル計画」に基づき「公園緑地のポテンシャルを活かす視点」や、「緑 のマネジメントと多様な主体による新たな連携の視点」を踏まえ、公園緑地の魅 力を高める利活用を検討し、リニューアルを推進する。
取組事項	公園緑地の施設等の修繕、機能の改善、機能の転換・新たな魅力の創出を行う ため、リニューアルの対象や目的・機能に応じた複合的な検討を行う。 公園新増設に向け、資産活用課、用地課などの関係部署と連携し、国庫補助取 得に向けた検討を行う。 次期緑の基本計画改定に向けて、市内の緑の状況について調査を行う。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年次計画	補助金取得に向 けた計画策定 検討	公園用地取得検 討、多様な主体に よる柔軟な公園の 活用	\rightarrow	市内の緑の状況の 実態調査

本	Y nb (A) A (太 m = 1 = 1);	- 甘 ゴノ学の然和の世	·`#-	
事業名	道路総合管理計画に基づく道路管理の推進			
担当課	道路管理課、交通企画課			
	道路施設の適正な	は管理を実施するにあ	たり、各道路施設の	老朽化への対応、
	厳しい財政状況など	ご、一層厳しさを増す	ことが想定される。	
	将来にわたり安全	全・安心な道路整備を	提供していくため、	今後の道路管理の
課題・目的	方向性や取組みにつ	Oいての管理方針を定	めた道路総合管理計画	画を平成 30 年3
	月に策定した。			
	計画的、効率的、持続的な道路管理を実現していくために、当該計画に基づ			
	き道路管理を推進する。			
	道路総合管理計画における新たな管理方針に基づく事業スケジュールに従			
あ 4 ま で	い、道路施設の点検、維持修繕計画の策定、その他当該計画に基づく取組みを			
取組事項	確実に実施していく。なお、計画の見直しについては、長期計画、公共施設等			
	総合管理計画の方針と整合を図りながら実施する。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年次計画	計画の見直し	計画改定	計画に基づく道路 管理の推進	\rightarrow

事 業 名	橋りょう長寿命化計画に基づく橋りょう管理の推進
担 当 課	道路管理課、交通企画課
	本市が管理する橋りょう 43 橋のうち最古のものは 1939 年に建設されてお
	り、1950 年代後半から 1970 年代後半にかけて多くの橋りょうが整備されてい
	る。2017年(2次計画策定時)に、建設後 50 年を迎えた橋りょうは 11 橋で管
課題・目的	理橋りょう全体の 26%であったが、その 10 年後には 15 橋 (35%)、20 年後に
	は 31 橋(72%)もの橋りょうが建設後 50 年を経過することとなる。経年劣化
	による事後保全での管理では、架け替え時期を一斉に迎えることになり、短期
	間に大きな財政負担が生じることが予想される。
	橋りょう長寿命化計画に基づき、橋りょうの計画的な点検及び修繕等の予防
取組事項	保全型の管理を着実に実施することで、維持管理コストの縮減及び維持管理費
	用の平準化、橋りょうの長寿命化による安全な交通を確保する。

	令和3から5年度には、健全度が低く緊急度の高い「よろず橋」の架け替え 工事を実施する予定。			
		- 		<u> </u>
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年次計画	計画の見直し	計画改定	計画に基づく点検及び補修等の実施	\rightarrow

事 業 名	LED街路灯整備計画の推進			
担当課	道路管理課			
	街路灯のLED化による照度アップにより、市民の安全・安心の向上を図る			
	とともに、消費電力量や二酸化炭素排出量の削減による環境負荷の軽減を図る			負荷の軽減を図る。
	3ヵ年計画で実施	拖した小型街路灯(質	蛍光灯)のLED化 な	が令和元年度で終了
課題・目的	した。			
	水銀条約により 2021 年以降一般照明用の高圧水銀ランプの製造、輸出入が			
	禁止されたことにより、引き続き大型街路灯(水銀灯)のLED化への対応が			
	必要である。			
取組事項	令和3年度から2ヵ年計画で大型街路灯をLED化する。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年次計画	約 260 基の大型街			
	路灯(水銀灯)の	\rightarrow	_	_
	LED化			

事 業 名	都市計画道路及び区画道路の見直し
担 当 課	まちづくり推進課
	計画的・効率的に道路整備を行っているものの、未だ事業化されていない都市
	計画道路や区画道路が存在し、都市計画法に基づく建築制限やまちづくり条例に
課題・目的	基づく協議により建築計画等に影響を与えている。
	事業化されていない道路計画について、社会情勢や交通需要等を踏まえ、必要
	性の検証を継続的に行い、必要な見直しを進める。
	優先整備路線を除く未着手の都市計画道路を対象に、都市計画道路のあり方に
	ついて調査検討を行い、計画変更予定路線(都施行)を選定した。変更予定路線
T 40 T 7	の変更手続きに向けた調整及びその他見直しが必要な都市計画道路の検討を進
取組事項	める。
	また、区画道路の見直し方針に基づき、必要性の低い区画道路について、関係
	権利者の意見を聞きながら廃止に向けた検討を進める。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年次計画	変更予定路線(都	\rightarrow	\rightarrow	
	施行)の変更に			休止中路線の調査
	向けた調整			が止 中 路線 ジ 嗣 直 検討
	休止中路線の調査			
	検討			区画道路の見直し
	区画道路の見直し			方針に基づく
	方針に基づく			見直し
	見直し			

⑤ 必要な施策を高品質で効率的に実行するための体制構築

⑤-ア 政策の優先順位付けやサービスのあり方見直しによる全体最適化

事 業 名	行政評価制度の再	構築		
担 当 課	企画調整課			
	変化の激しい社会経済状況において、健全財政を維持しつつ、より質の高い行			
	政運営を行えるよ	う、限られた経営資源	を優先度の高い施策	に積極的に配分して
課題・目的	いくことなどが求	められている。		
	また、自治基本領	条例及び第六期長期計	十画に基づき、行政評・	価制度について検討
	を進める必要があ	る。		
	説明責任や成果・効率の向上など、行政活動の質をより高めることを主眼			
	に置いた行政評価制度を構築する。また、SDGsの視点を取り入れること			
	について検討する。			
取組事項	令和2年度に引き続き、令和3年度にかけて制度の検討を行い、次期の長期計			
	画・調整計画への反映を目指す。			
	検討にあたっては、全庁的な行財政改革推進本部会議などで議論を行い、検討			
	を進める。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年次計画	行政評価制度の	行政評価制度の試		新たな行政評価
十 次 訂 四		行、次期調整計画	\rightarrow	
	構築	への反映検討		制度の施行

事 業 名	制度の安定性と充実すべき施策を実現するためのサービス再編の検討				
担当課	障害者福祉課				
	これまで、旧なごみの家(八幡町)で行ってきたショートステイ事業は、平			ステイ事業は、平成	
	30年3月に開設した「わくらす武蔵野」内に設置された「なごみの家」に機			ごみの家」に機能移	
課題·目的	転した。また、重原	度身体障害者グルーフ	プホーム RENGA は、令	和3年3月に新たな	
	施設に統合・移転することが決定している。				
	これらの建物の利用方針について検討する必要がある。				
	旧なごみの家については、隣接する障害者福祉センターの大規模改修に合わ				
取組事項	せ、建物の利活用に関する検討を行う。また、RENGA については、地域共生社会				
以 科 争 垻	の理念に鑑み、新たな福祉ニーズに対応するため、誰もが利用可能な施設として				
	検討を進めていく。				
左 歩 弘 両	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
年次計画	検討	\rightarrow	実施	_	

事 業 名	武蔵野市・友好都市ア	プンテナショップ「ラ	麦わら帽子」の運営	とあり方の見直し	
担 当 課	産業振興課、多文化共生・交流課				
	友好都市アンテナショップ「麦わら帽子」〔旬武蔵野交流センター〕は、平成				
	13年10月吉祥寺中道	通り商店街に出店し	、令和2年に19周	年を迎えた。	
	アンテナショップ事業については、平成 26 年度の武蔵野市財政援助出資団体				
	あり方検討委員会報告書により、「短期的に自立化」の見直し案を出されている。				
	「都市は単立できな	い」として、都市と	地方相互の地域資産	をや特性を生かした	
課題・目的	まちづくりを目指して	でご誕生したアンテナミ	ンョップであり、友好	好都市の特産品を年	
	間通して流通させる販		内とし、これまでは薄	∮利多売の経営方針	
	となっていた。				
	また、吉祥寺界隈と	はいえ、駅より徒歩	₹8分圏内の微妙な帰	店舗立地は、SNS	
	等を利用したアンテナショップからの定期的な情報発信をする必要があり、幅広				
	い客層へのアピールが課題であった。				
	令和元年度より2年	E間にわたる経営改 義	善計画に基づく取組	みをはじめ、赤字経	
	営の原因となっている「薄利多売」を改め「厚利小売」の営業方針に切り替えた				
	結果、プラスの営業利益となっている。				
	しかしながら、自立経営のレベルには達していないため、引き続き収支構造の				
	改善について検討する。				
取組事項	また、新規顧客拡大に効果的なSNSを活用するよう意識啓発を行うととも				
以阻争均	に、経営のあり方について様々な可能性を検討し、アンテナショップ側に提案す				
	る。				
	さらに、예武蔵野交	流センターの出資者	その意見を積極的に 取	徳取し、店舗運営に	
	反映させていく。				
	アンテナショップの今後のあり方については、その設立のきっかけとなった				
	「交流市町村協議会(サミット)」において	て多角的に見直し検	討する。	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
年次計画	収支構造の改善	実施			
	所管替えの検討	夫 쏃	\rightarrow	→	

事 業 名	海外都市交流のあり方の検討
担 当 課	多文化共生・交流課
	現在、市ではアメリカ・ラボック市、ロシア・ハバロフスク市、ルーマニア・
	ブラショフ市、韓国・忠州市、ソウル特別市江東区の5つの海外都市と交流を行
課題・目的	っている。
	それぞれの交流のきっかけや経緯の中で、交流のあり方や担当課が分かれてい
	るのが現状である。今般のコロナ禍における交流のあり方等を検証したうえで、

	今後の交流のあり方や必要性を再考し、方向性を定める必要がある。					
	ルーマニア・ブ	ラショフ市に設置し、	日本語教室や日本文	化紹介事業を実施し		
	てきた日本武蔵野センターは、設立21年を経過した。今後、5年程をかけて日					
	本武蔵野センターの体制を見直すとともに、他の海外交流事業と同様の、青少年					
	 の相互交流団派遣	の相互交流団派遣の開催等を検討していく。				
	ロシア・ハバロフスク市との交流については、児童青少年課が所管であること					
	から、この所管を	多文化共生・交流課に	1移管し、海外交流都	市との統一的な窓口		
	とする。					
	そのうえで、全体	本の海外交流事業につ	oいて必要な検討を行	い、それぞれの都市		
取組事項	との協議・調整を経て方針を決定する。					
	│ │ 日本武蔵野センターの体制の見直しについては、ブラショフ市のさらなる関与 │					
	を深めた効果的な運営体制を構築する。また、交流団相互派遣の検討については、					
	令和4年度の交流30周年を機会として、その後の周年の交流団派遣の検討を行					
	う。					
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
		ハバロフスク市と				
年次計画	海外交流事業実	の交流事業の事務	新方針による海外			
	施方針の検討・	移管	都市との交流の	\rightarrow		
	調整	海外交流事業実施	実施			
		方針の決定				
	日本武蔵野セン	新センター体制の	新センター体制の			
	ター体制の刷新	整備	検証	\rightarrow		

事 業 名	集団回収の見直し
担当課	ごみ総合対策課
	集団回収は、昭和53年以来、資源物の再利用の推進及びごみの減量を図ると
	ともに、ごみ問題に対する市民の関心を高めることを目的として実施されてき
	た。集団回収は廃棄物行政や地域コミュニティにとって意義のある取組みである
課題・目的	一方で、集団回収に参加していない市民がいるため、行政収集を市内全域で実施
	しなければならず、行政収集との二重の収集体制となっており非効率な面があ
	る。また、都内23区、市部の他自治体と比較し、本市の団体への補助金は高い
	水準にある。
	集団回収の団体へ交付している補助金の減額と事務費の廃止に向けて検討し
取組事項	実施する。
	また、集団回収と行政収集の二重の収集体制になっていること等の課題整理を
	行い、望ましい集団回収のあり方について検討する。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年次計画	補助金額等の見	あり方の検討	一般廃棄物処理基	実施
	直し・実施	-> > > > OCH 1	本計画への反映	, , , , ,

事業名	自転車駐車場の整備と既存自転車駐車場の有効活用の推進					
担当課	交通企画課					
	駅周辺において	は、新たな自転車駐	三車場用地の確保は困	I難な状況にある。		
	自転車駐車場を安	定的に維持するため	、恒久的な自転車駐	車場の確保が必要		
	であるとともに、」	既存自転車駐車場の	さらなる有効活用のフ	方策が必要である。		
	また、民間事業者	との連携を強化する。	必要がある。			
課題・目的	整備にあたって	は適地を確保し、また	らづくりに関する個別	計画等との整合を		
	図りながら、自転	車駐車場への安全な	動線の確保が必要では	ある。		
	条例による民間	自転車駐車場整備を	引き続き進めるととも	らに、大規模開発に		
	あたっては自転車	駐車場を確保できる	よう努める必要がある	る。また、実態に即		
	した民営自転車駐	車場設置費補助制度	の見直しの検討が必要	要である。		
	利用者の利便性	向上及び自転車の放置	置防止強化のため、自	転車駐車場におけ		
	る利用料金の適正化、定期・一時の利用区分の適正化、定期使用期限の適正化					
	により自転車駐車場の利用体系の再編を行う。					
	3駅周辺における整備目標台数に向けて民間施設を含めた自転車駐車場整備					
	を行う。また、今後の整備目標台数の考え方について、利用体系再編後の実態					
	を踏まえて検討を行う。					
	自転車駐車場の整備にあたっては自転車走行動線、歩行環境確保等を考慮し					
	て配置を検討するとともに、公共用地での整備により恒久的施設として確保す					
取組事項	る。また、既存自転車駐車場においては計画的にリニューアル、建替えを検討					
	する。					
	自転車駐車場の満空情報の拡充、フリーゾーン等の拡充、利用料金のキャッ					
	シュレス化等により、自転車駐車場の効果的な管理・運営を行う。					
	武蔵野市自転車等の適正利用及び放置防止に関する条例及び武蔵野市まちづ					
	くり条例に基づく付置及び大規模開発に伴う付置を民間施設設置者に求めてい					
	く。また、整備費補助制度による民間自転車駐車場の設置誘導を行うととも					
	に、より活用しやすい制度とするための補助要件等の見直しを検討する。					
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
年次計画	自転車駐車場の	自転車駐車場の利				
十 次 司 四	利用体系の再編	用体系再編、効果	\rightarrow	\rightarrow		
	実施(令和5年	検証				

度まで段階的に	整備目標台数検討		
実施・調査)			
自転車駐車場用			
地確保			
既存転車駐車場	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow
のリニューアル			
検討・実施			
自転車駐車場の			
効果的な管理	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow
・運営			
民間自転車駐車			
場の設置誘導	,	,	
補助要件等の	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow
見直し			

⑤ーイ ICTや外部委託の活用を通じた業務効率化や市民サービスの向上

事 業 名	ICTを利用した市民サービスの拡大				
担当課	情報管理課、総務課、各課				
	紙の申請書について、申請者が同じような記載を何度も記入するものがある。				
	また提出書類や確認事項が増え、書類不足、押印漏れ等により、再来庁をお願い				
	する場合がある。				
	押印については、総務省より、地方公共団体における書面規制、押印、対面規				
	制の見直しについて通知があり、今後、原則としてすべての行政手続について、				
課題・目的	見直しに必要な検討を行い、法令等の改正等を行うことが求められている現状が				
	ある。				
	証明書発行等の手数料支払いには現金を使用しているため、新型コロナウイル				
	スの感染リスクと現金取扱いの手間が発生している。				
	電子申請の推進並びに窓口申請の際の手間を削減し、市民の窓口での滞在時間				
	の短縮や来庁回数の削減を行うなど、市民の利便性を高めていく必要がある。				
	市の行政手続きについて、電子申請が可能なものについて確認し、費用対効果、				
	市民ニーズ等を踏まえ、国や都の電子申請の仕組みにより電子申請が可能な手続				
	きについて検討していく。様々な事情により、ICTを利用しない、もしくは利				
取組事項	用できない方が必ずいるということも踏まえたうえで進めていく。押印・署名等				
	についても、各部署で所管する事務事業等における様式の棚卸を行い、国や都の				
	動向を踏まえ、市民サービスの向上と業務効率化の観点から、見直しを検討する。				
	また、一回の電子申請で、関連する手続きも申請ができる仕組みを研究する。				

	申請情報を電子的に事前作成するなど、市民の申請書記入の手間を軽減する仕					
	組みを研究する。					
	窓口での現金の	取扱いを減らすため、	手数料支払いの電子	と化を研究する。		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
	電子申請の拡					
年次計画	充及び庁内行政	電子申請の拡充				
十八百四	手続き確認	手数料支払い	\rightarrow	\rightarrow		
	押印の見直しに	電子化研究				
	ついて検討					

事 業 名	先端技術等を活用した業務効率化の推進と人材の有効活用				
担 当 課	総務課、情報管理課				
	紙の申請書のデータ入力作業等、手作業が職員の業務負担となっている。また、				
	庁内職員からの電	話問い合わせについ	て、マニュアルやQ&	Aに記載されている	
	内容であっても、そ	これらが認識されてお	らずに電話で問い合	わせが行われること	
課題・目的	があり、質問者・	回答者ともに時間を弱	要している。		
	先端技術を調査・研究し、人的コストの削減・市民サービスの向上を目指すと				
	同時に、職員の業務負担軽減、ひいては働き方を見直す契機としていく必要があ				
	る。				
医如束斑	AI・RPA等先端技術について調査・研究し、業務改善・市民サービス向上				
取組事項	につながる部署で試行実験等を行う。				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	AI · RPA				
年次計画	試行		AI·RPA課題	庁内周知	
	先端技術調查·	\rightarrow	整理	試行運用開始	
	研究		運用に向けた検討		

事 業 名	文書電子化の推進と電子決裁の導入の検討
担 当 課	総務課、情報管理課
	現在、文書の決裁や保存等については紙を正本としているが、多くの部署の審
	議を経る決裁では意思決定に多くの時間を要するほか、管理・保存に多くの労力
	と場所を要し、環境的な負荷もかかるという課題がある。
課題・目的	国も、行政文書を電子的に管理することを原則とする方針を打ち出している。
	電子データの適正な処理及び管理の方法を確立し、文書の電子化を図ること
	で、データ入力や保存に要する労力等を低減するとともに、より適切な文書管理
	を実施する必要がある。

	また、今後、働き方改革や感染症拡大防止の観点による在宅勤務制度の導入の						
	検討を進めるうえで、意思決定の効率化を図るために電子決裁の導入検討につい						
	てもあわせて	検討する必要があ	る。				
	文書の電子	化の推進と電子決	:裁の導入に関し、	文書管理システ	ムの入替えにあ		
	わせて、庁内]関係部署と連携を	·取りながら検討	をする。			
	行政文書の	管理については、	原則、電子データ	で行うことに関	する課題等の整		
取組事項	理・検討を行	ゔ゙ゔ。					
	また、文書	の電子化になじま	ない業務の洗い出	出し、課題整理及	び対応方法の検		
	 討、共有サーバに保存されている各種電子データについて、紙文書と同様に管理						
	の統一化を図]る。					
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
			庁内検討体制				
		細胞の迷い山に	の構築	~ # + + * * # # # # # # # # # # # # # # # # # #			
	行政文書	課題の洗い出し	行政文書の	次期文書管理	次期文書管理		
年次計画	の電子化	行政文書の	電子化検討	システム構築	システム運用		
1 2 1 1		電子化検討	次期文書管理	稼働開始			
			システム構築				
				電子決裁の	電子決裁の		
	電子決裁 電子決裁の検討	\rightarrow	導入開始	促進			

事 業 名	自治体クラウド導入に関する検討				
担 当 課	情報管理課				
	国は自治体クラ	ウド導入団体の目標で	を設定しており、周辺	自治体でも導入の動	
	きがみられる。した	かしながら、本市庁舎	には強固な持続性を	持つ電源と免震構造	
課題・目的	の環境があり、そ	こに各種サーバを構築	築している。		
	自治体クラウド	導入の費用対効果や	本市の事情などを踏る	まえた検討が必要で	
	ある。				
	次期住民情報シ	ステム更改に合わせ、	近隣自治体の自治体	クラウド等の利用状	
克 如 東 语	況を調査し、当市	においても利用や参加	加が可能か研究する。		
取組事項	単独クラウド等	、外部のデータセンク	ターについても、費用	対効果等を検証し、	
	利用について検討を行う。				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	自治体クラウド			%##45日桂和	
年次計画	検討·次期住民	次期住民情報シス	次期住民情報シス	次期住民情報	
	情報システム	テム仕様検討	テム構築	システム構築・	
	更改検討			運用開始	

事 業 名	ICT機器を活用した教育の推進					
担当課	指導課					
	「生きる力」を支えるあらゆる学びの基盤である言語能力や情報活用能力など					
	の資質・能力を育成	する取組みが必要で	ある。さらに授業に	おけるICT機器の		
課題・目的	活用拡大を図ってレ	いく必要がある。				
珠越•日的	これまで本市で力	大切にしてきた人との	の関わり合いの中で気	学ぶことや体験活動		
	等の学習を通して身	rに付ける資質・能力	と、情報機器を活用し	て身に付ける資質・		
	能力、それぞれの調	間和を図るため検討が	必要である。			
	令和3年度から市	5立小中学校に在籍す	る全児童・生徒一人で	ひとりに学習者用コ		
	ンピュータを貸与する。					
	学習者用コンピュータを適切かつ効果的に活用するために必要な知見を蓄積					
取組事項	し、教職員の習熟を図るため、環境を整備し試行を実施する。試行を通し					
双 旭 尹 识	習者用コンピュータ活用の指針を定める。					
	学習者用コンピュータを適切かつ効果的に活用した授業における指導方法、児					
	童・生徒が自宅に学習者用コンピュータを持ち帰る場合の活用方法を含め、I C					
	T機器の活用について、検討委員会を設置し研究する。					
	令和3年度					
	機器の導入完了	 機器の活用	機器の活用			
年次計画	機器の活用	活用実践の蓄積	活用実践の蓄積	機器の活用		
	活用実践の蓄積	横討委員会の開催	検討委員会の開催	指針に基づく実践		
	検討委員会の開催		指針の策定			

事 光 5	日間江田及び岸柱ル 井戸ルの拾封		
事業名	民間活用及び広域化・共同化の検討		
担当課	下水道課		
	本市下水道は昭和27年に事業に着手し、昭和62年には普及率100%を達成した		
	が、昭和40年から50年代にかけて集中的に施設を整備したため、今後5年間で管		
	渠老朽化率は6割を超す見込みである。長期的な視点で施設全体の今後の老朽化		
	の進展状況を考慮し、施設管理の最適化を図るため、令和元年度にストックマネ		
課題・目的	ジメント計画を策定し、令和2年度より点検・調査、修繕・改築を計画的に実施		
	している。		
	現状の下水道課業務に加えて、ストックマネジメントを着実に推進するために		
	は、業務効率化とともに民間ノウハウ等の活用による執行体制の整備が急務とな		
	る。		
	令和2年度にPPP/PFI手法の一つである「長期包括契約方式」の導入の		
取組事項	可能性について検討し、令和3年度に導入可否を決定する予定である。導入する		
	場合は、令和4から5年度に導入準備、事業者選定等を実施し、令和6年度から		

	の開始を予定している。				
	なお、長期包括契約方式の対象施設や対象業務の検討にあたっては、東京都及				
	び管内市町村等が参画する「下水道事業の広域化・共同化検討会」における「広				
	域化・共同化計画」の検討状況を踏まえる必要がある。				
	令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度				
年次計画	道1可不の独定	道入潍借	事業者選定等	長期包括契約の	
	導入可否の決定 導入準備	尹未召迭此守	開始		